

第2期 柴田町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～6年度

《基本理念》

みんなで育てよう
きらりと光る しばたの子



令和2年3月
柴田町

はじめに

柴田町では、平成 27 年度 (2015 年度) から平成 31 年度 (2019 年度) までの 5 年間の計画期間とした「柴田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、様々な事業に取り組んできました。

しかし、全国的に人口減少と少子高齢化が進行している中で、本町においても例外ではなく出生数が減少し、子どもの数が年々減少傾向にあります。また、核家族化の進行や地域コミュニティ意識の希薄化などから家庭の子育て力の低下が懸念されており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

子どもや子育てを取り巻く環境は常に変化しています。第 1 期計画策定以降、平成 28 年には児童福祉法の理念規程が約 70 年ぶりに改正され、子どもが権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されることが明確化されました。

こうした中で、虐待やいじめ、不登校、障がい、貧困など支援を必要とする子どもを含めた、本町すべての子どもが健やかに成長できる環境と安心して子どもを産み、子育てができる地域社会を整えることが求められています。

そこで、現行施策の進捗状況や実績評価等を踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「第 2 期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

すべての子どもたちが心身ともに健やかに育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもたちに関わる関係者が一体となって子どもと子育て家庭を支援するために本計画を策定し、推進してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議をいただきました「柴田町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

柴田町長



第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 子ども・子育て支援新制度の概要	2
(1) 子ども・子育て支援給付	2
(2) 地域子ども・子育て支援事業	2
3 計画の性格と位置付け	3
4 計画の期間	4
5 制度の対象者	4
6 計画の策定・推進体制及び点検・評価	5
(1) 計画の策定体制	5
(2) 計画の推進体制及び点検・評価	5
 第2章 柴田町の子ども・子育てを取り巻く環境	 6
1 統計的な状況	6
(1) 人口・世帯	6
(2) 人口動態	9
(3) 産業構造	11
2 教育・保育施設等の状況	12
(1) 幼稚園・保育所・地域型保育事業の状況	12
(2) 小・中学校の状況	13
(3) 放課後児童クラブの状況	14
(4) 児童に関する相談	14
3 子ども子育て支援策の現状	15
(1) 教育・保育提供体制の確保状況	15
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	17
4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要	22
(1) 実施概要（就学前児童・小学生児童）	22
(2) 回答者の概要（就学前児童・小学生児童）	23
(3) お子さんをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）	24
(4) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生児童）	25
(5) 教育・保育の利用状況（就学前児童）	27

(6) 子どもが病気やけがの際の対応（就学前児童）	29
(7) 不定期の教育・保育事業の利用（就学前児童）	30
(8) 子育てについて気軽に相談できる相談先（就学前児童・小学生児童）	31
(9) 放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生児童）	32
(10) 家庭・地域に望む子育て支援について（就学前児童・小学生児童）	33
(11) 学校教育について（小学生児童）	39
(12) 柴田町の子育て支援について（就学前児童・小学生児童）	40
5 事業所ヒアリング調査結果概要	42
(1) 実施概要（小規模保育事業所・認可外保育所・幼稚園）	42
(2) 地域の子育て家庭への支援活動について（幼稚園）	42
(3) 子育て環境・地域との連携による活動（小規模保育事業所・認可外保育所・幼稚園）	42
(4) 計画策定にあたっての意見等	43
6 柴田町の子ども・子育て支援における課題の整理	44

第3章 計画の基本的な考え方 45

1 計画の基本理念・視点	45
2 施策の体系	46

第4章 施策の展開 47

基本施策 1 子どもや親の心身の健康づくり	47
(1) 出産や育児不安への相談体制の充実	47
(2) 健康診査・保健指導・医療体制等の充実	48
基本施策 2 親と子どもの学び環境の充実	49
(1) 親になるための学習環境の整備	49
(2) 子どもの活動の場や機会の確保	50
(3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進	50
(4) 健康教育・思春期保健の推進	51
(5) 青少年の健全育成	51
基本施策 3 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	51
(1) 男女共同参画社会の推進	52
(2) 子育ての経済的支援	52
(3) 多様な子育て支援サービスの充実	52
基本施策 4 地域全体での子育て支援の推進	53
(1) 地域活動の推進	54

(2) 地域における子育てネットワークづくり	54
(3) 子どもを社会で育てる意識の醸成	54
(4) 子どもの安全の確保	55
基本施策 5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	55
(1) 障がい児等支援対策の推進	56
(2) ひとり親家庭等の自立支援	56
(3) 児童虐待の防止	57
(4) 子どもの貧困対策の推進	57
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画	58
1 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	58
(1) 教育・保育提供区域の考え方	58
(2) 教育・保育提供区域の設定	58
(3) 児童数の今後の見通し	59
(4) 教育・保育の需要量及び確保の方策	60
(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63
2 教育・保育の一体的提供の推進	70
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	70
(2) 質の高い事業の提供についての基本的考え方と推進方策	70
(3) 質の高い教育・保育の提供と支援	71
3 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	72
(1) 情報提供・相談支援	72
(2) 事業利用希望の把握	72
(3) 計画的な受入れ方策の検討	72
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	72
(1) 適切な給付の推進	72
(2) 宮城県との連携	72
資料編	73
1 柴田町子ども・子育て会議条例	73
2 柴田町子ども子育て会議 委員名簿	75
3 策定経過	76
4 第1期計画策定時以降の法律・制度の動向	77
5 用語解説	79

第1章 計画策定にあたって

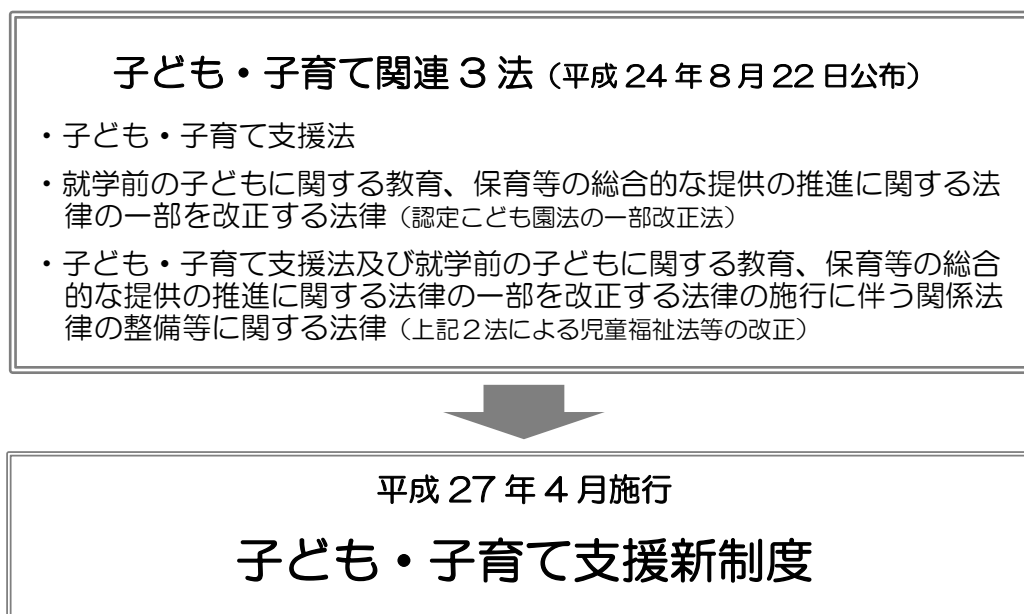
1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立を受けて、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。全国の市区町村では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

柴田町においても、平成27年3月に「柴田町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」とする。）を策定し、「みんなで育てよう きらりと光るしばたの子」を基本理念と定め、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、子ども子育て支援に関する様々な事業に取り組んできました。

第1期計画が、令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの子ども・子育て支援施策の取り組み状況を検証し、柴田町の将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを産み育てやすい地域社会づくりを推進するため、「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」とする。）を策定するものです。

図表 子ども・子育て関連3法の成立



2 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付

平成27年度から実施されている「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、教育・保育の無償化に伴い令和元年10月1日より新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が定める基準等に基づき各市町村で給付を行います。

子どものための教育・保育給付	
施設型給付費	対象事業：幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付費	対象事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	対象事業：認定こども園（国立・公立大学法人立）、（施設型給付を受けない）幼稚園、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域の実情に応じた以下の事業を実施することとされています。

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

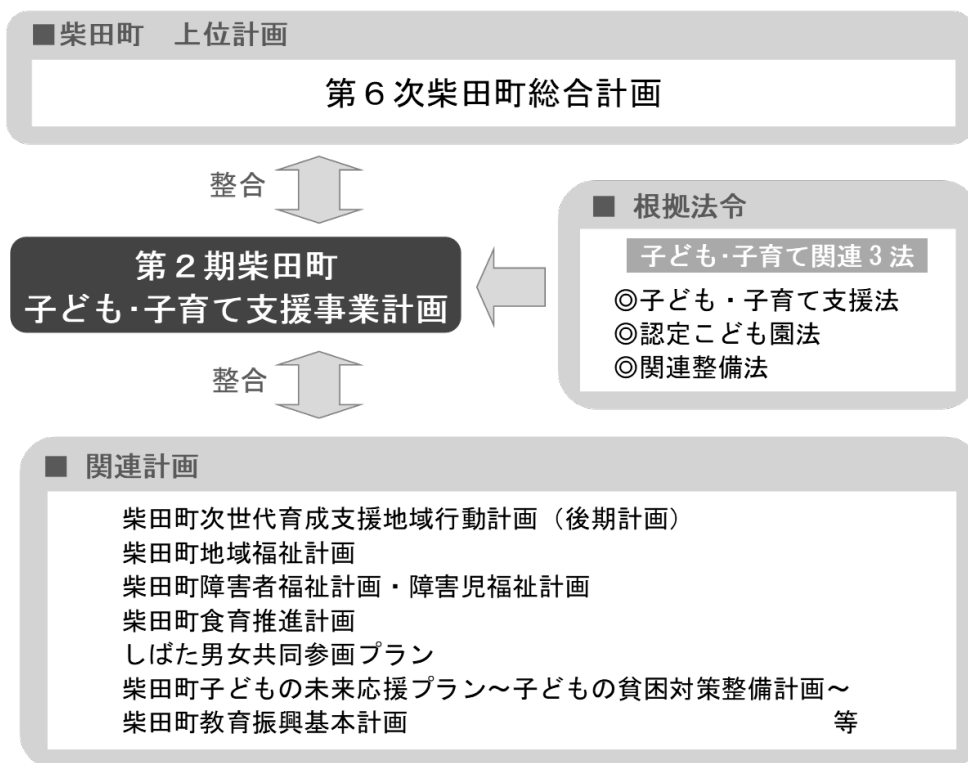
※第1期計画の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」から事業名変更。

3 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を併せ持った計画として策定します。

また、「第6次柴田町総合計画」を上位計画とし、「柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」をはじめとする、他の関連計画等と整合のとれた計画として策定するものです。

図表 計画の位置付け



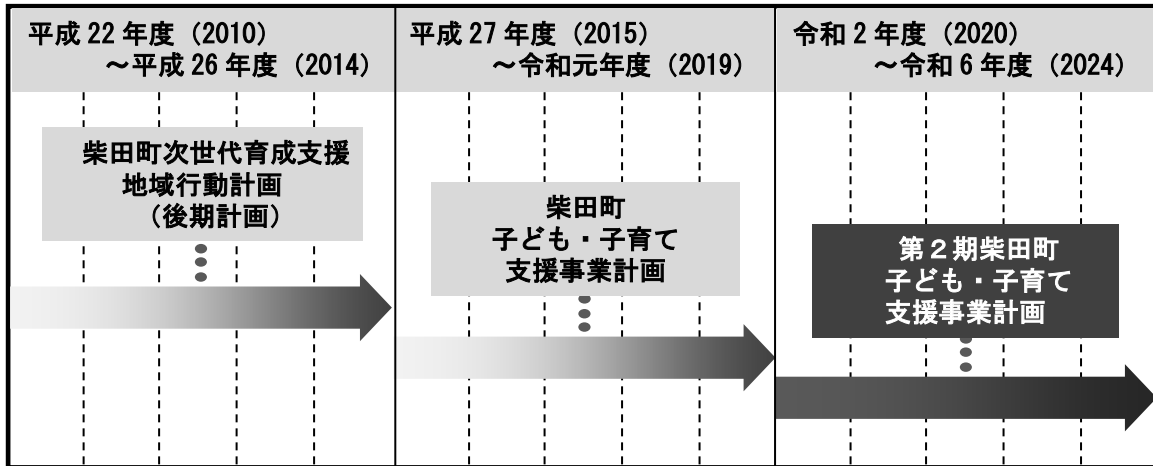
(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

4 計画の期間

令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とします。計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 計画期間



5 制度の対象者

本計画の対象は、柴田町の子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政等、子どもと関わるすべての個人及び団体を対象とします。なお、子どもの対象年齢は、児童福祉法に定める乳幼児期から概ね18歳未満とします。

図表 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12歳～
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6条）			

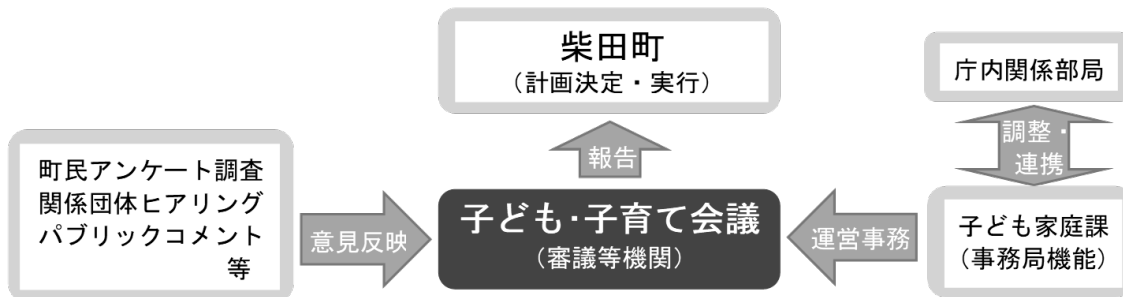
6 計画の策定・推進体制及び点検・評価

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に定められている「合議制の機関」として「柴田町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、施策推進に関する事項について協議を行いました。

また、子育て支援等に関わるニーズの把握のために、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査、関係団体を対象としたヒアリング調査を行うとともに、広く町民から本計画に対する意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

図表 計画の策定・推進体制



(2) 計画の推進体制及び点検・評価

① 進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況や実績等について、毎年点検・評価を行います。これらの内容は、柴田町子ども・子育て会議において調査・審議を行い、ホームページで公表します。

② 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健、医療、生活など広い範囲に関わるものであり、庁内関係課との連携を図るとともに、関係機関と協力し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画を推進します。

図表 計画の推進状況の点検・評価



第2章 柴田町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 統計的な状況

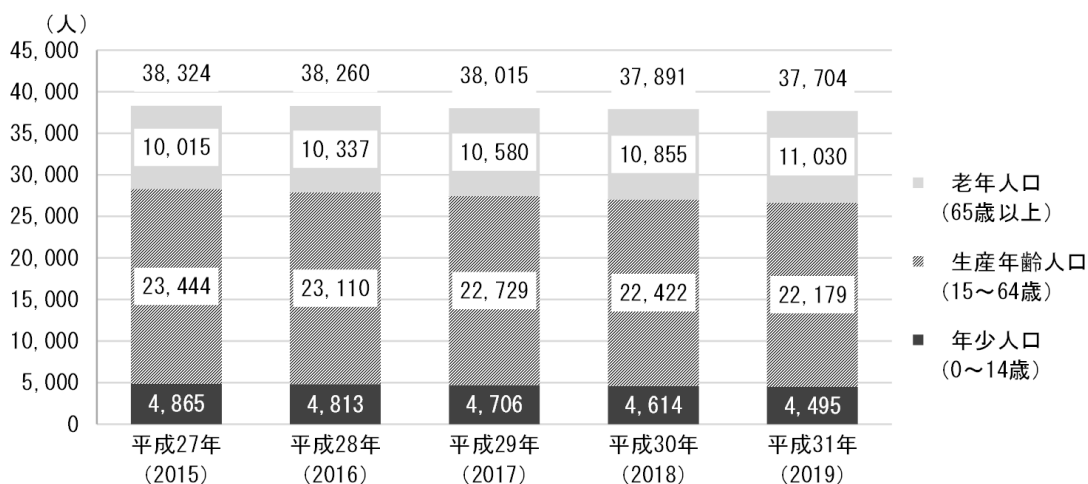
(1) 人口・世帯

① 総人口・年齢構成の推移

柴田町の総人口は平成31年4月1日現在で37,704人となっており、平成27年からの5年間で1.6%（620人）減少しています。

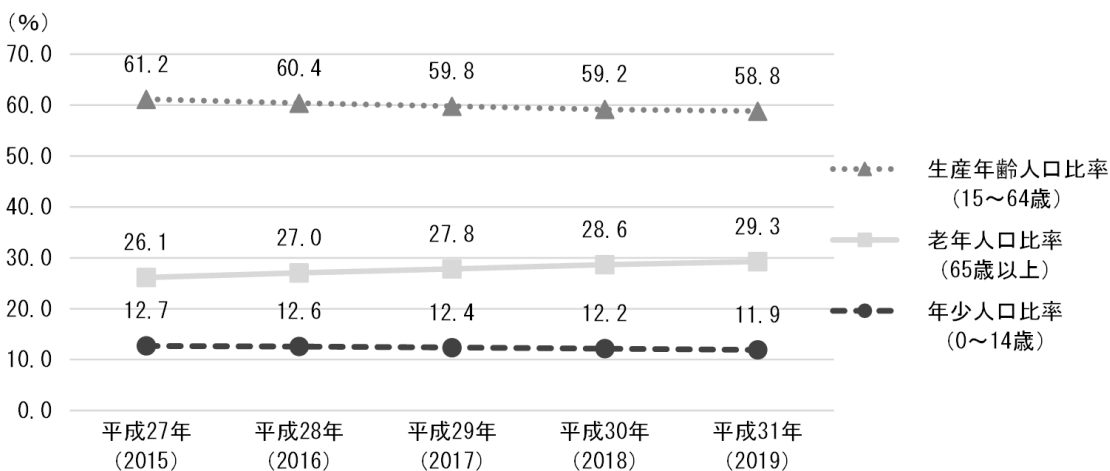
年齢3区分別人口比率をみると、年少人口率（総人口に占める0～14歳人口の割合）は、減少傾向で推移しており、平成31年には11.9%となっています。一方、高齢化率（総人口に占める「65歳以上」人口の割合）は、平成27年からの5年間で3.2ポイント増加しており、平成31年には29.3%と、高齢化の進行がみられます。

図表 総人口・年齢3区分別人口の推移（平成27年（2015）～平成31年（2019））



資料：住民基本台帳 各年4月1日

図表 総人口に占める年齢3区分別人口比率の推移（平成27年（2015）～平成31年（2019））



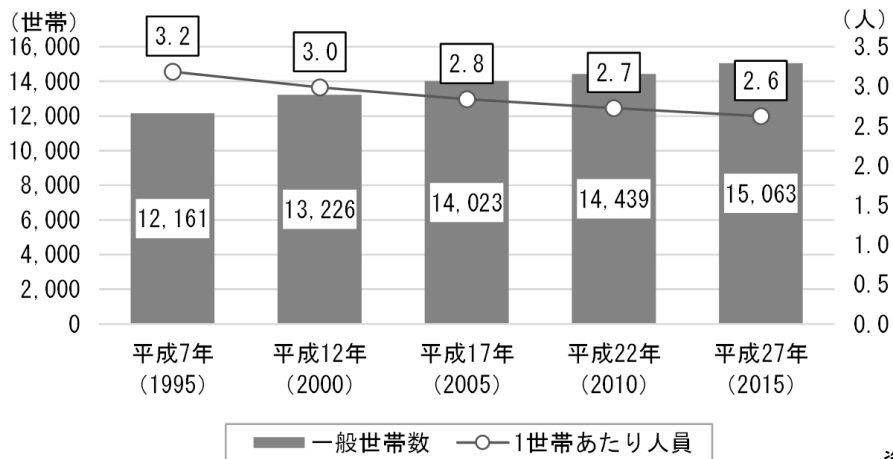
資料：住民基本台帳 各年4月1日

② 世帯数・世帯人員の推移

国勢調査による世帯数は、増加傾向にあり、平成27年では15,063世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成27年では2.6人と、世帯の細分化が進行しています。

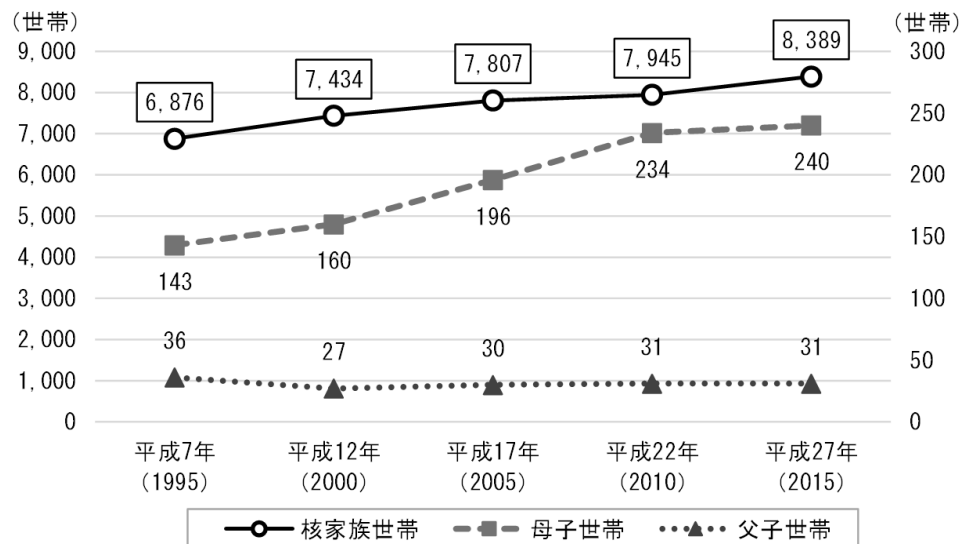
また平成7年からの20年間で、核家族世帯は22% (1,513世帯)、母子世帯は67.8% (97世帯) 増加しています。

図表 年齢3区分人口割合の推移（平成7年（1995）～平成27年（2015））



資料：国勢調査

図表 核家族世帯・母子世帯・父子世帯の推移（平成7年（1995）～平成27年（2015））



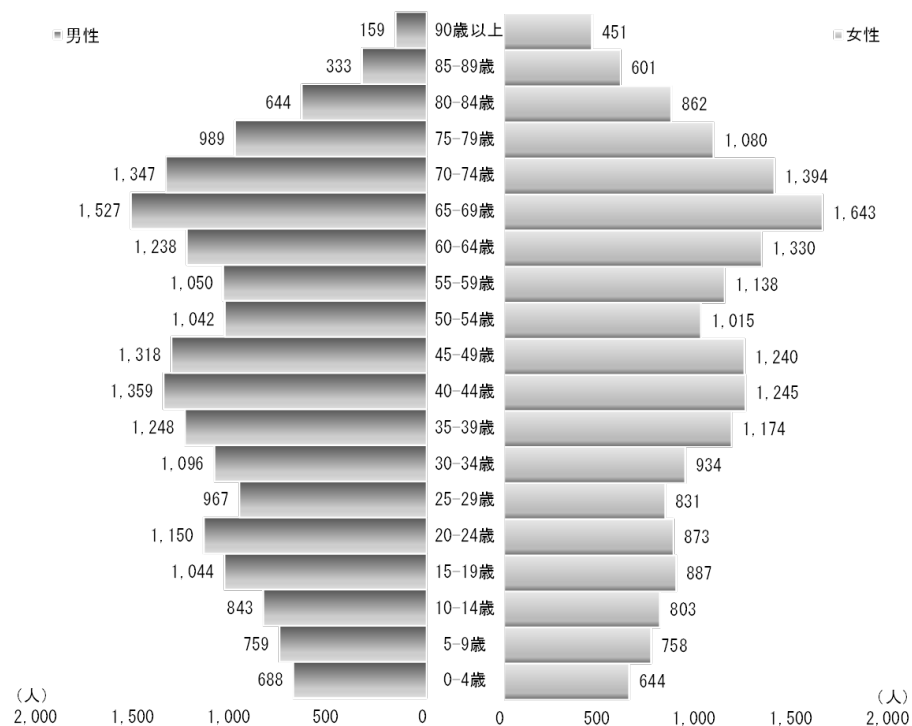
資料：国勢調査

③ 性別・年齢階級別人口

平成31年4月1日の年齢構成をみると、男女ともに団塊の世代を含む60代後半が最も多く、年齢層が低くなるに従い人口が少なくなる傾向にあります。

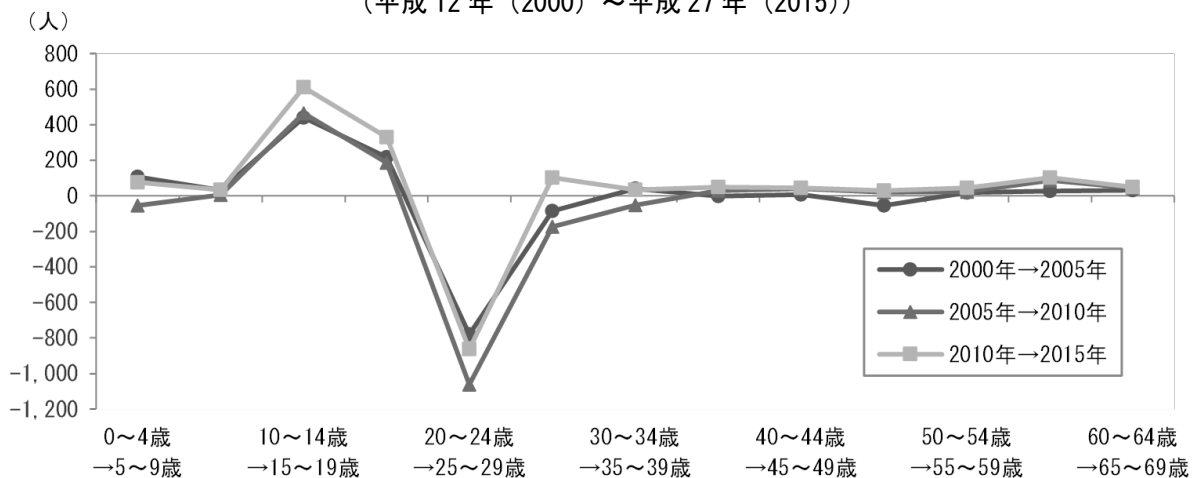
また、参考までに年齢階級別社会動態（転入者-転出者）の推移をみると、いずれの時系列でも20～24歳から25～29歳の間には人口の流出が進んでいます。

図表 性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）（平成31年（2019））



資料：住民基本台帳 各年4月1日

図表 年齢階級別社会動態（転入者数-転出者数）の経年推移
（平成12年（2000）～平成27年（2015））



資料：国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成の資料を再編

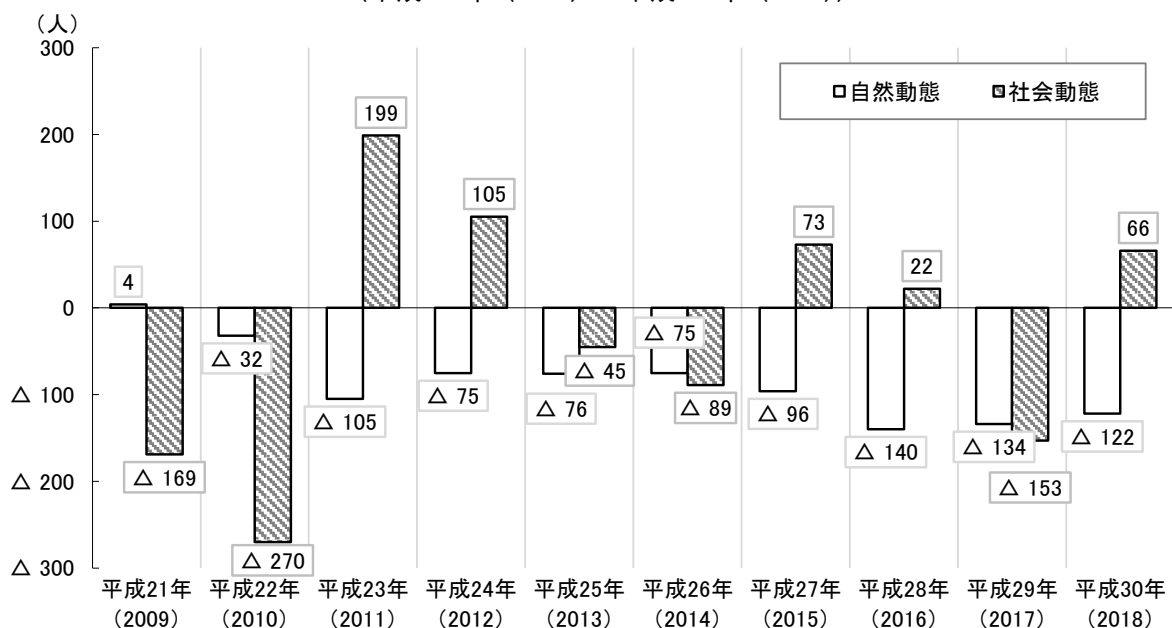
(2) 人口動態

① 自然動態・社会動態の推移

平成 21 年から平成 30 年の人口移動の状況をみると、自然動態（出生-死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で 85 人の自然減が続いています。こうした背景には、平均寿命の延びによる高齢者の増加、出生率の低下、母親世代人口の減少等が考えられます。

また、社会動態（転入-転出）では、年度による増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り、年平均で 26 人の社会減が続いています。転出者には、前項の年齢階級別の経年推移から、就職のために町外に転出する若年層が多く含まれることが見込まれます。このような若年層の流出は、社会動態の減だけではなく、自然動態の減にも大きく影響していることが考えられ、自然減、社会減による人口減は、年平均で 111 人の減少となっています。

図表 自然動態（出生者数-死亡者数）・社会動態（転入者数-転出者数）の推移
（平成 21 年（2009）～平成 30 年（2018））



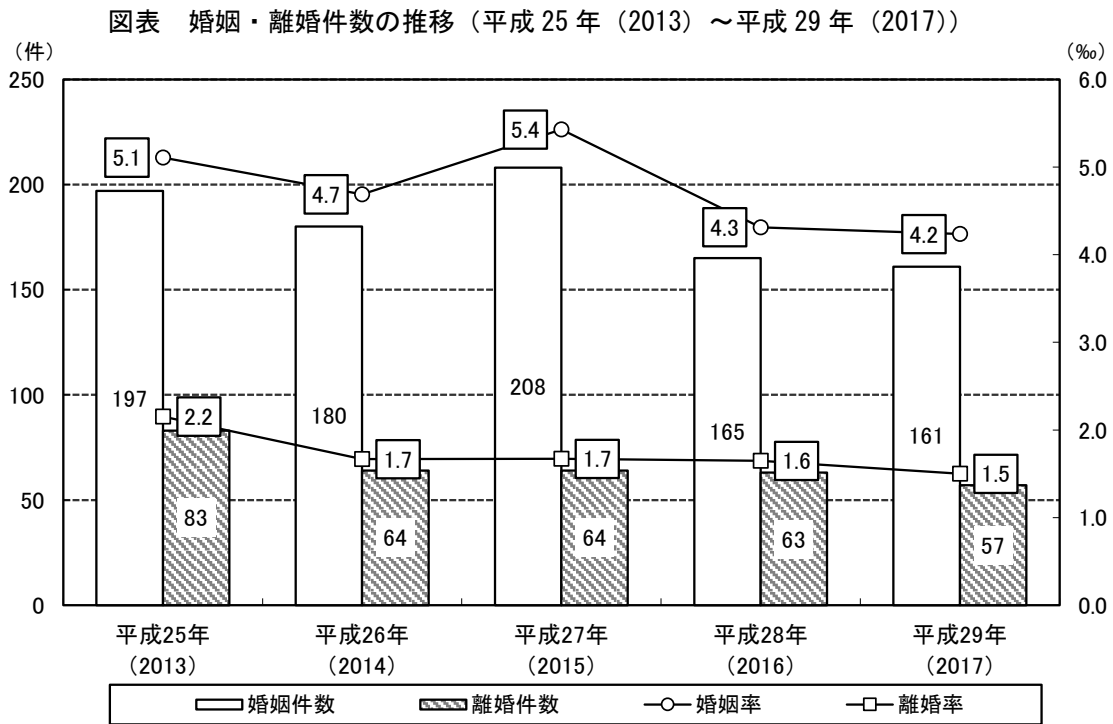
年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)			増減 (人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成 21 年 (2009)	310	306	4	1,705	1,874	△ 169	△ 165
平成 22 年 (2010)	320	352	△ 32	1,540	1,810	△ 270	△ 302
平成 23 年 (2011)	293	398	△ 105	1,936	1,737	199	94
平成 24 年 (2012)	298	373	△ 75	1,774	1,669	105	30
平成 25 年 (2013)	306	382	△ 76	1,744	1,789	△ 45	△ 121
平成 26 年 (2014)	279	354	△ 75	1,680	1,769	△ 89	△ 164
平成 27 年 (2015)	300	396	△ 96	1,759	1,686	73	△ 23
平成 28 年 (2016)	265	405	△ 140	1,793	1,771	22	△ 118
平成 29 年 (2017)	272	406	△ 134	1,656	1,809	△ 153	△ 287
平成 30 年 (2018)	253	375	△ 122	1,736	1,670	66	△ 56

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

② 婚姻・離婚件数の推移

平成25年から平成29年の婚姻件数、婚姻率（人口1,000人あたり婚姻件数）は、平成27年に高い数値がみられるものの、期間内ではやや減少傾向といえます。離婚件数、離婚率（人口1,000人あたり離婚件数）についても、減少傾向で推移しています。

年平均婚姻件数は約182件、離婚件数は約66件となっています。



区 分	婚姻組数 (件)	離婚組数 (件)	婚姻率※	離婚率※
平成25年 (2013)	197	83	5.1	2.2
平成26年 (2014)	180	64	4.7	1.7
平成27年 (2015)	208	64	5.4	1.7
平成28年 (2016)	165	63	4.3	1.6
平成29年 (2017)	161	57	4.2	1.5

※婚姻・離婚率は住民基本台帳人口千対組数

資料：人口動態調査

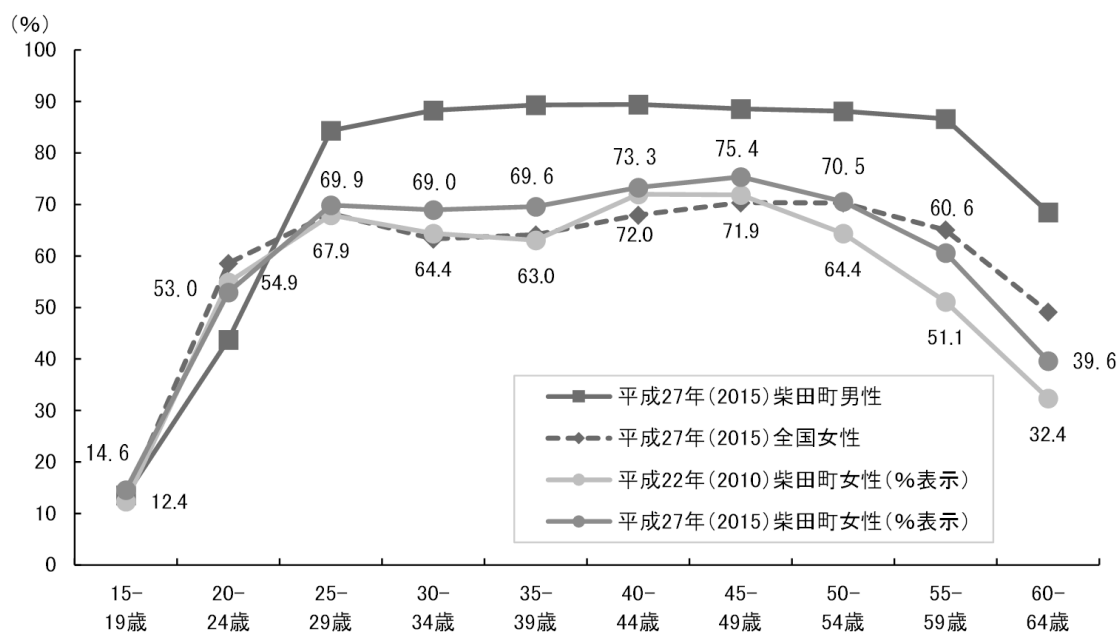
(3) 産業構造

① 性別・年齢別就労状況

平成27年の柴田町の女性就業率は、多くの世代において平成22年から上昇しており、結婚・出産期にあたる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」はほとんどみられなくなっています。30代から40代の就業率は全国と比較しても高い水準となっています。

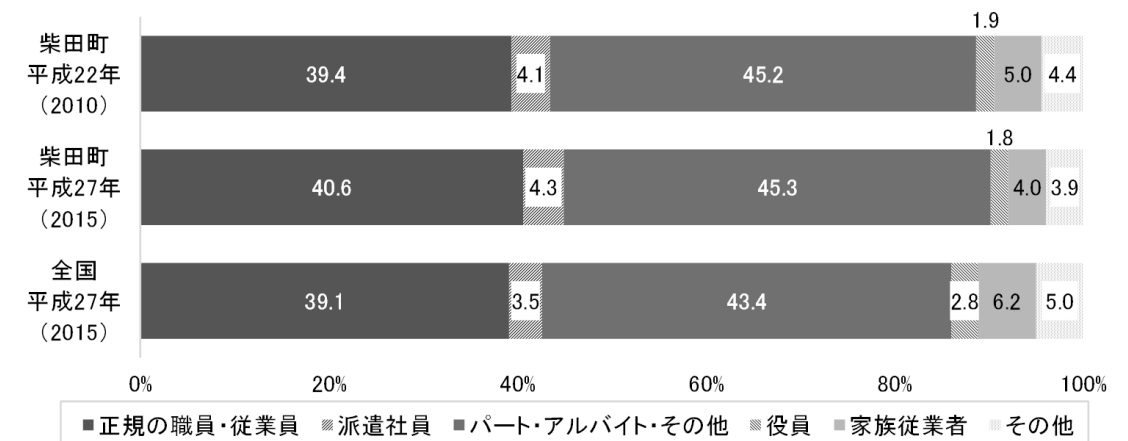
また、柴田町の女性の従業上の地位をみると、平成27年では「雇用者」（「正規の職員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」）の割合が平成22年から上昇しており、全国と比較しても高い割合を占めています。

図表 年齢別就労状況（平成22年（2010）・平成27年（2015））



資料：国勢調査

図表 女性の従業上の地位別割合（平成22年（2010）・平成27年（2015））



資料：国勢調査

2 教育・保育施設等の状況

(1) 幼稚園・保育所・地域型保育事業の状況

柴田町内には平成31年度時点で、幼稚園が5か所、保育所が3か所、地域型保育事業が7か所あります。

■ 地区別幼稚園の状況表（平成31年度（2019））

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	2	2	1	5
定員（人）	240	140	200	580
利用児童数（人）	219	130	207	556

資料：柴田町（5月1日現在）

■ 公立・私立幼稚園別児童数の推移

単位：人

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
公立（1か所）	60	60	59	54	40
私立（4か所）	544	509	518	488	516

資料：柴田町（各年5月1日）

■ 地区別保育所の状況表（平成31年度（2019））

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	1	1	1	3
定員（人）	160	130	130	420
利用児童数（人）	174	118	115	407

資料：柴田町（4月1日現在）

■ 保育所別児童数の推移

単位：人

施設名		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
公立	船岡保育所	170	175	167	167	174
	槻木保育所	116	119	116	121	118
	西船迫保育所	106	106	111	110	115

資料：柴田町（各年4月1日）

■ 地区別地域型保育事業の状況表（平成31年度（2019））

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	5	2	0	7
定員（人）	70	24	0	94
利用児童数（人）	64	20	0	84

資料：柴田町（4月1日現在）

(2) 小・中学校の状況

小・中学校別の推移をみると、多くの学校で児童、生徒数が減少傾向にあります。

■ 小学校別児童の推移

単位：人

学校名	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
船岡小学校	608	610	590	580	569
槻木小学校	529	521	527	509	506
柴田小学校	54	49	50	46	41
船迫小学校	377	399	390	382	366
西住小学校	111	106	101	105	109
東船岡小学校	323	305	332	328	323

資料：柴田町（学校基本調査）（各年 5 月 1 日）

■ 学年別小学生児童の推移

単位：人

学年	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
小学 1 年生	341	341	309	303	276
小学 2 年生	345	342	343	306	304
小学 3 年生	327	353	334	339	305
小学 4 年生	327	325	350	329	341
小学 5 年生	304	323	330	348	335
小学 6 年生	358	306	324	325	353

資料：柴田町（学校基本調査）（各年 5 月 1 日）

■ 中学校別生徒の推移

単位：人

学校名	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
船岡中学校	478	481	472	452	425
槻木中学校	323	332	300	289	278
船迫中学校	206	206	200	188	194

資料：柴田町（学校基本調査）（各年 5 月 1 日）

■ 学年別中学生生徒の推移

単位：人

学年	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
中学 1 年生	342	339	290	305	308
中学 2 年生	332	343	338	286	303
中学 3 年生	333	337	344	338	286

資料：柴田町（学校基本調査）（各年 5 月 1 日）

(3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況は増加傾向にあります。小学3年生までだった対象児童を、平成31年度から小学6年生までに拡大し、放課後の子どもの健全育成支援の強化を図っています。

■ 放課後児童クラブの利用者数の推移

単位：人

施設名	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
船岡放課後児童クラブ	84	89	88	81	110
槻木放課後児童クラブ	77	77	73	75	93
船迫放課後児童クラブ	63	64	68	78	85
東船岡放課後児童クラブ	35	42	52	45	73
西住放課後児童クラブ	17	15	13	14	24
柴田放課後児童クラブ				4	8

資料：柴田町（各年5月1日）

(4) 児童に関する相談

民生委員への子育てに関する相談・支援件数をみると、平成30年度における相談・支援件数は215件であり、相談・支援全体の15.8%となっています。

■ 民生委員への相談・支援件数（平成30年度）

単位：件

項目	件数	項目	件数
在宅福祉	83	仕事	17
介護保険	83	家族関係	52
健康・保健医療	90	住居	14
子育て・母子保健	15	生活環境	70
子どもの地域生活	36	日常的な支援	389
子どもの教育・学校生活	164	その他（高齢関係）	290
生活費	59		
年金・保険	1	計（延べ件数）	1,363

資料：柴田町（平成30年度福祉行政報告例第40表）

3 子ども子育て支援策の現状

子ども・子育て支援法では、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（どのくらいのニーズがあるか）及び「実施時期・確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を定めることとされています。

ここでは第1期計画で定めた計画値及び実績について掲載します。

(1) 教育・保育提供体制の確保状況

認定区分※ごとの推移をみると、1号認定及び教育希望が強い2号認定については概ね量の見込みに近い実績で推移しているのに対し、2号認定（保育希望）、3号認定においては、量の見込みよりも低い実績となっています。

また、認定区分ごとの待機児童の推移をみると、2号認定は平成28年度に減少したものの、その後増加し平成31年度では11人となっています。一方、3号認定は増加傾向にあり、平成31年度では38人となっています。特に1、2歳児の待機児童数の割合が高い傾向にあります。

■ 1号認定及び教育希望が強い2号認定の推移

単位：人

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	580	580	580	580
幼稚園	0	60	60	60
施設型給付を受けない幼稚園	580	520	520	520
量の見込み（1号認定及び教育希望が強い2号認定）	514	500	497	546
確保数（町内在住児童の実績）	536	498	505	466
幼稚園	62	63	60	53
施設型給付を受けない幼稚園	474	435	445	413

■ 2号認定（保育希望）の推移

単位：人

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	307	307	307	312
保育所	307	307	307	307
認可外保育施設	0	0	0	5
量の見込み（2号認定）	406	395	392	319
確保数（実績）	284	276	283	282
保育所	282	272	281	278
認可外保育施設	2	4	2	4

■ 2号認定待機児童の推移

単位：人

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)
3-5歳児	12	3	7	7	11

■ 3号認定の推移

単位：人

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)
確保方策(計画値)		201	220	225	225
	保育所	150	150	150	150
	地域型保育	34	58	63	63
	認可外保育施設	17	12	12	12
量の見込み(3号認定)		268	262	255	262
確保数(実績)		196	208	197	221
	保育所	138	153	135	147
	地域型保育	44	44	49	57
	認可外保育施設	14	11	13	17

■ 3号認定待機児童の推移

単位：人

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)
0歳児	1	6	4	5	6
1、2歳児	11	15	33	17	32
合計	12	21	37	22	38

※保育の必要性の認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性を認定し、その認定区分ごとに「量の見込み」、「実施時期・確保方策」を設定することになっています。

図表 保育の必要性の認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	—	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

「地域子ども・子育て支援事業」とは、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、子ども・子育て支援法において以下の13事業が定められています。

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、「子育て世代包括支援センター事業」として、平成29年度7月から子育て支援センターで「基本型」（「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態）、保健センターで「母子保健型」（保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する）の2つの類型で実施しています。

■ 利用者支援事業の推移

単位：実施か所

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	実施か所数	1	1	1	2
確保数（実績）	実施か所数（計）	0	0	2	2
	基本型・特定型	0	0	1	1
	母子保健型	0	0	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、NPO法人と子育て支援センターの2か所で実施しており、計画値を上回る利用がみられます。平成30年度は、利用者支援事業の相談件数、ファミリー・サポート・センター事業の利用者数、小学生利用者数やサークル活動終了後のリピーターが増えたことが、センター利用者の増加につながっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の推移

単位：利用者数（年間延べ人数）/実施か所

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	15,624	14,901	14,554	14,225
	計画実施か所数	2	2	2	2
確保数（実績）	利用者数	17,915	13,818	16,657	18,273
	実施か所数	2	2	2	2

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、推計児童人口等で各年度の翌年の0歳児人口と想定される数を計画値として見込みました。年度によっては出生数が想定を超え、利用者数が計画値を上回っています。

■ 妊婦健康診査の推移

単位：人

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	271	265	259	255
確保数（実績）	利用者数	290	274	256	255

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、育児不安の軽減を図るよう、生後4か月以内の乳児のいる全家庭への訪問を実施しており、毎年252～303人の訪問を行いました。

利用者数については、出産と訪問の時期のずれから各年度の出生数とは必ずしも一致しないものの、前項の妊婦健康診査と同様に平成27年度では利用者数が計画値を上回っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の推移

単位：人

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	278	271	265	259
	実施体制	保健師9名			
確保数（実績）	利用者数	303	264	268	252
	実施体制	保健師8名	保健師8名	保健師8名	保健師9名

⑤ 養育支援訪問事業

計画期間における養育支援訪問事業については、各年で計画値を上回る推移となっています。

■ 養育支援訪問事業の推移

単位：人

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	13	13	12	12
	実施体制	実施内容：町保健師による訪問、面接等 実施期間：必要と思われる期間 実施場所：保健センター等			
確保数（実績）	利用者数	18	43	35	35
	実施体制	実施内容：町保健師による訪問、面接等 実施期間：必要と思われる期間 実施場所：保健センター等			

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は実施していません。

■ 子育て短期支援事業の推移

単位：人

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	0	0	0	0
確保数（実績）	利用者数	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育て援助活動支援事業については、就学児童の恒常的利用者の実績がなかったため、平成 29 年度中間見直しにより計画値を変更しました。平成 30 年度は年度当初に低学年の定期的な利用があったため利用者数が増加しました。

■ 子育て援助活動支援事業の推移（就学児童のみ）

単位：年間延べ人数

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策 (計画値)	計画値利用者数	375	386	397	10
	（参考）低学年の計画利用者数	363	374	385	10
	（参考）高学年の計画利用者数	12	12	12	0
確保数 (実績)	利用者数（計）	11	10	2	30
	低学年の利用者数	9	10	2	29
	高学年の利用者数	2	0	0	1

⑧ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

一時預かり事業について、幼稚園預かり保育（1号認定）は、平成 30 年度現在、町内 4 か所で実施しています。私立幼稚園の預かり保育の需要が伸びており、平成 29 年度に計画の中間見直しを行い、翌年度以降の計画値を実際の利用者数に合わせて修正しました。幼稚園預かり保育以外（保育所、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童））の利用は、各年で計画値を下回っています。

■ 一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）

単位：利用者数（年間延べ人数）/実施か所

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	4,958	4,912	4,901	9,600
	計画実施か所数	4	4	4	4
確保数 (実績)	利用者数	6,759	8,647	10,544	16,129
	実施か所数	4	4	4	4

■ 一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

単位：利用者数（年間延べ人数）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策 (計画値)	一時預かり事業(在園児対象型以外)による計画利用者数	5,760	5,760	5,760	5,760
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)による計画利用者数	277	270	266	223
	計	6,037	6,030	6,026	5,983
確保数 (実績)	一時預かり事業(在園児対象型以外)による計画利用者数	3,062	3,000	3,721	3,650
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)による計画利用者数	223	223	439	478
	計	3,285	3,223	4,160	4,128

⑨ 延長保育事業

延長保育事業については、平成30年度現在、町内3か所で実施しています。保育標準時間が最長8時間から最長11時間に変更されたため、各年で計画値を下回る利用となっています。

■ 延長保育事業の推移

単位：利用者数（年間延べ人数）/実施か所

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	1,375	1,380	1,400	1,401
	計画実施か所数	3	3	3	3
確保数（実績）	利用者数	944	752	465	354
	実施か所数	3	3	3	3

⑩ 病児保育事業

病児保育事業は実施しておりません。

■ 病児保育事業の推移

単位：年間延べ人数

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
確保方策 (計画値)	病児保育事業による計画利用者数	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)による計画利用者数	0	0	0	0
確保数 (実績)	病児保育事業による計画利用者数	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)による計画利用者数	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、平成 30 年度より町内全小学校区に児童クラブが設置されており、計画期間における利用者数は年々増加しています。

■ 放課後児童健全育成事業の推移

単位：利用者数（人）/実施か所

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策 (計画値)	低学年の計画利用者数	310	310	310	279
	高学年の計画利用者数	5	5	5	6
	計	315	315	315	285
	実施か所	5	5	5	6
確保数 (実績)	低学年の利用者数	241	247	234	254
	高学年の利用者数	5	6	5	4
	計	246	253	239	258
	実施か所	5	5	5	6

■ 放課後子ども総合プランによる実施の推移

単位：実施か所

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
放課後子ども教室実施か所	-	-	-	-

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、該当者 0 人で未実施となっています。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移

単位：人

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画該当者数	-	-	-	-
確保数（実績）	該当者数	0	0	0	0

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、該当事業者がないため未実施となっています。

■ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の推移

単位：利用者数（人）/実施か所

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
確保方策（計画値）	計画該当者数	-	-	-	-
	計画実施か所数	-	-	-	-
確保数（実績）	該当者数	-	-	-	-
	実施か所数	-	-	-	-

4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要

(1) 実施概要（就学前児童・小学生児童）

本計画策定にあたり、子育て家庭の実態や意向を把握し、より子育てしやすい環境づくりを進めるため、また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得るために調査を実施しました。

【調査の概要】

- 調査対象：町内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 1,000 世帯
：町内在住の小学生児童がいる家庭の保護者 1,000 世帯
- 調査期間：平成 30 年 11 月 26 日から 12 月 10 日まで
- 調査方法：就学前児童－保育所、幼稚園等の通所（園）者は施設を通じて配布・回収
在宅者は、郵送配布・郵送回収
小学生児童－学校を通じて配布・回収
- 配布・回収状況：

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率	前回（H25）回収率
就学前児童保護者	1,000	685	68.5%	59.9%
小学生保護者	1,000	866	86.6%	87.1%
計	2,000	1,551	77.6%	73.5%

【留意事項】

調査結果の図表に示す「n」は回答者数（限定設問においては該当者数）を示しています。
図表の構成比は、四捨五入のため合計が 100.0% とならない場合があります。

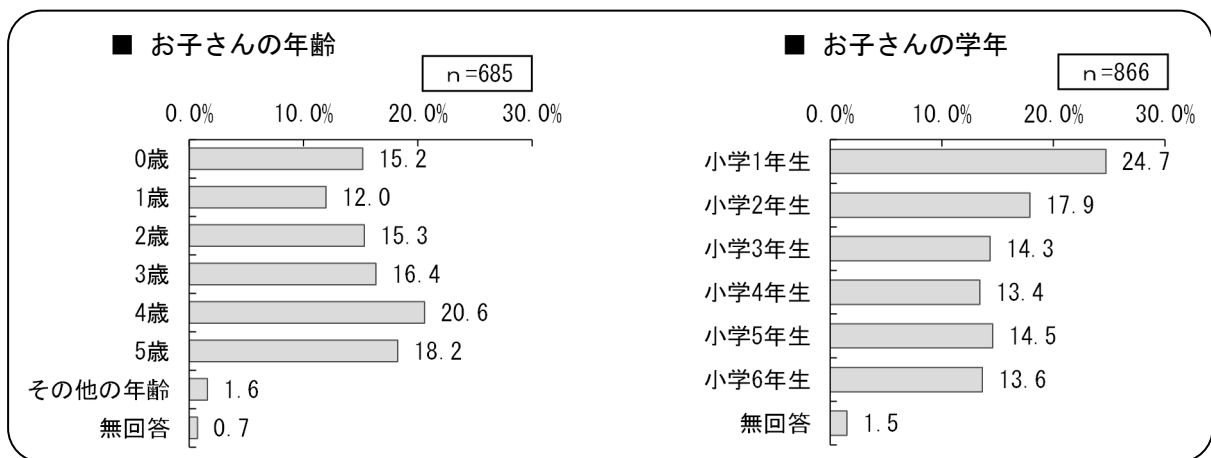
(2) 回答者の概要 (就学前児童・小学生児童)

本調査では就学前児童のいる家庭の94.2%、小学生児童のいる家庭の90.6%が「母親」の回答となっており、特に母親の視点からの回答が中心となっています。

また、お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭では、「0～2歳児のいる家庭」が42.5%、「3～5歳児のいる家庭」が55.2%となっています。

一方、小学生児童のいる家庭では、「小学1～3年生(低学年)」が56.9%、「小学4～6年生(高学年)」が41.5%をそれぞれ占めています。

その他、配偶者の有無から、ひとり親と考えられる家庭(配偶者がいないと回答した家庭)は、就学前のいる家庭で8.2%、小学生児童のいる家庭で10.4%となっています。

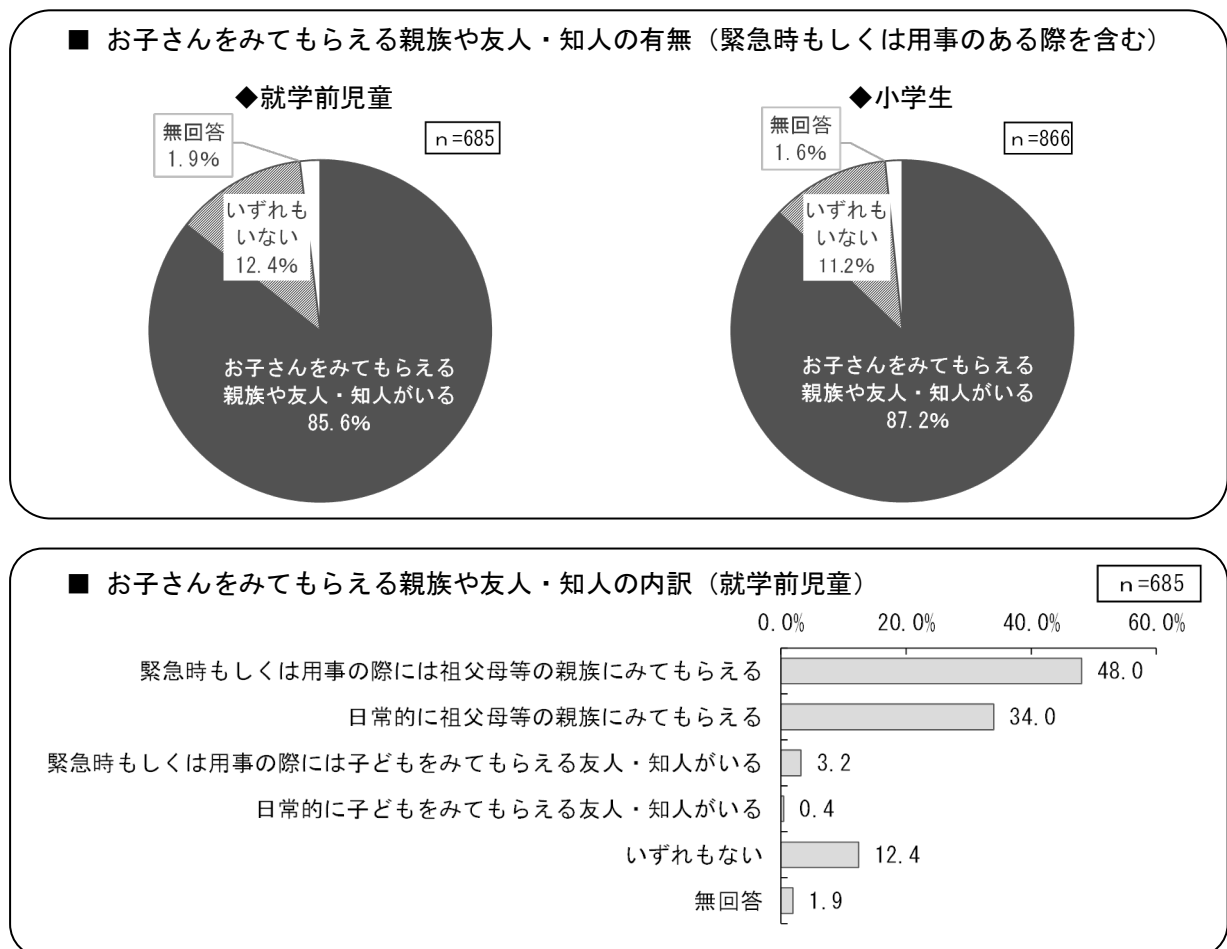


(3) お子さんをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

緊急時もしくは用事のある際を含めたお子さんをみてもらえる状況を見ると、就学前児童のいる家庭の85.6%、小学生のいる家庭の87.2%は、親族もしくは友人・知人にみてもらえる環境にあります。

一方で、お子さんをみてもらえる親族や友人・知人が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では12.4%、小学生のいる家庭では11.2%となっており、負担感が深まらないよう、相談体制や一時的な預かり等の支援体制を整備していくことが求められます。

また、お子さんをみてもらえる親族等の内訳を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的に親族にみてもらえる割合が34.0%、緊急時や用事の際は親族にみてもらえる割合が48.0%と、8割（82.0%）の方が親族にお子さんをみてもらえる状況にあります。

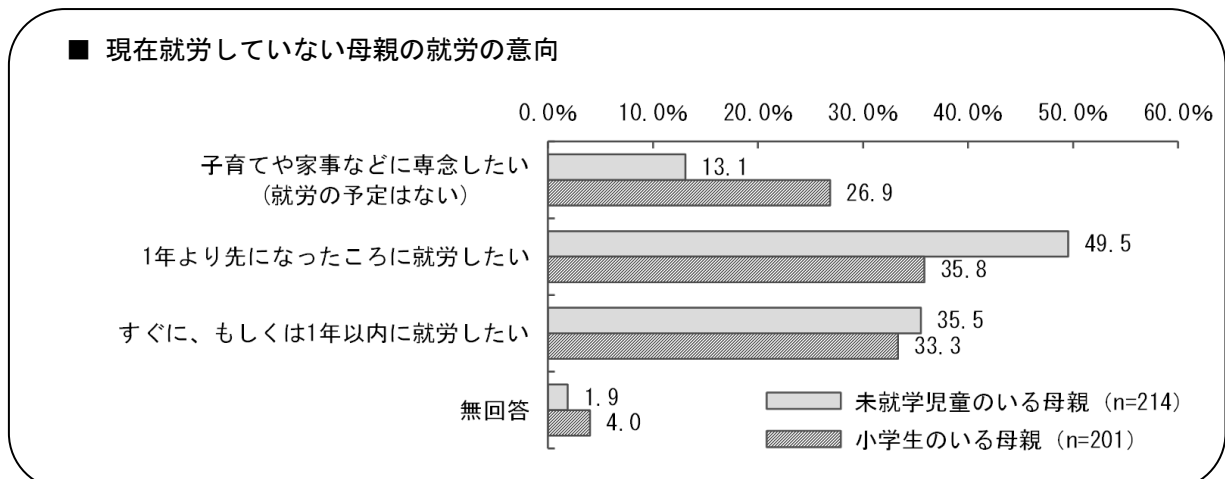
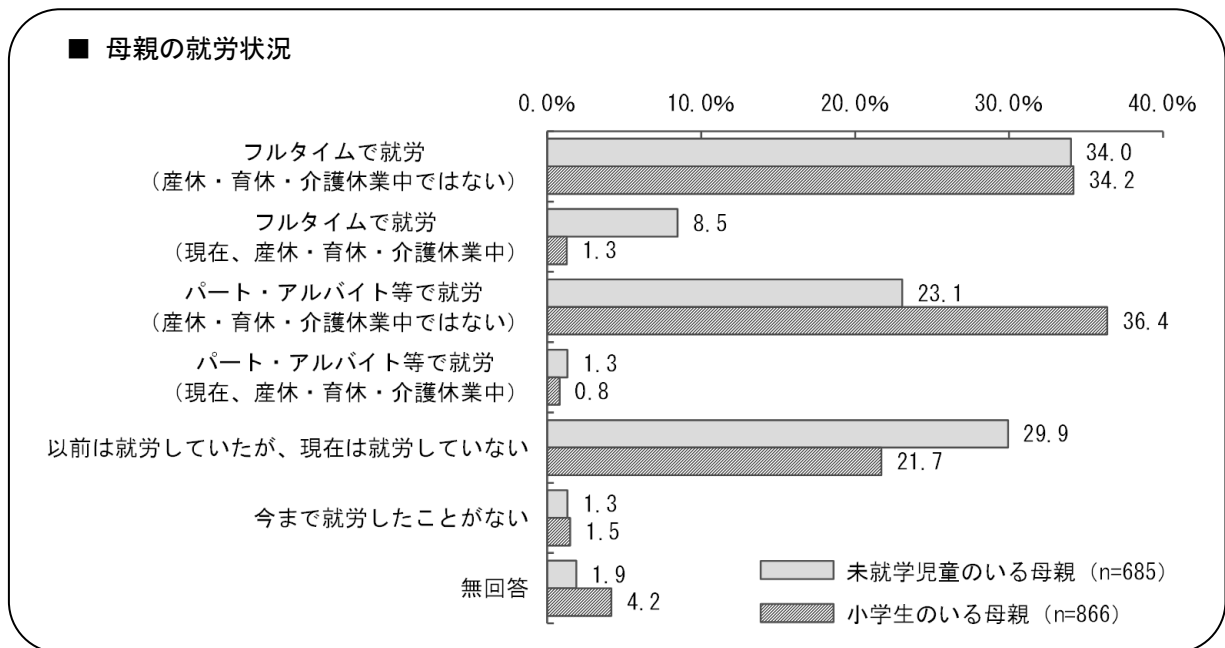


(4) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生児童）

① 母親の就労状況について

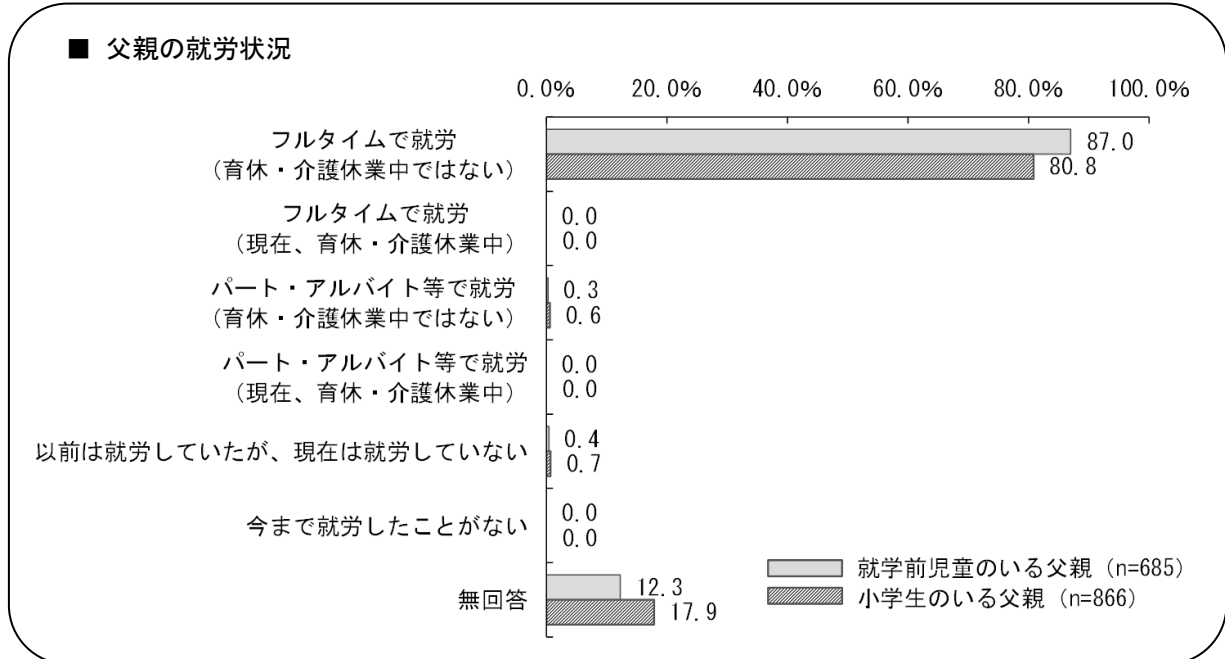
現在は育休、介護休業中である方を含めた就労状況については、就学前児童の母親の就労率は7割(66.9%)（フルタイム(42.5%)、パートタイム、アルバイト等(24.4%)）となっています。小学生の母親の就労率は7割（72.7%）（フルタイム（35.5%）、パートタイム、アルバイト等（37.2%））となっています。

また、現在就労していないが、今後“就労したい”意向のある潜在的な母親は、就学前児童のいる家庭（n=214）で 85.0%、小学生児童のいる家庭（n=201）で 69.1% となっています。



② 父親の就労状況について

現在は育休、介護休業中である方を含めた父親の就労状況は、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、「フルタイム就労している」方が8割以上を占めています。

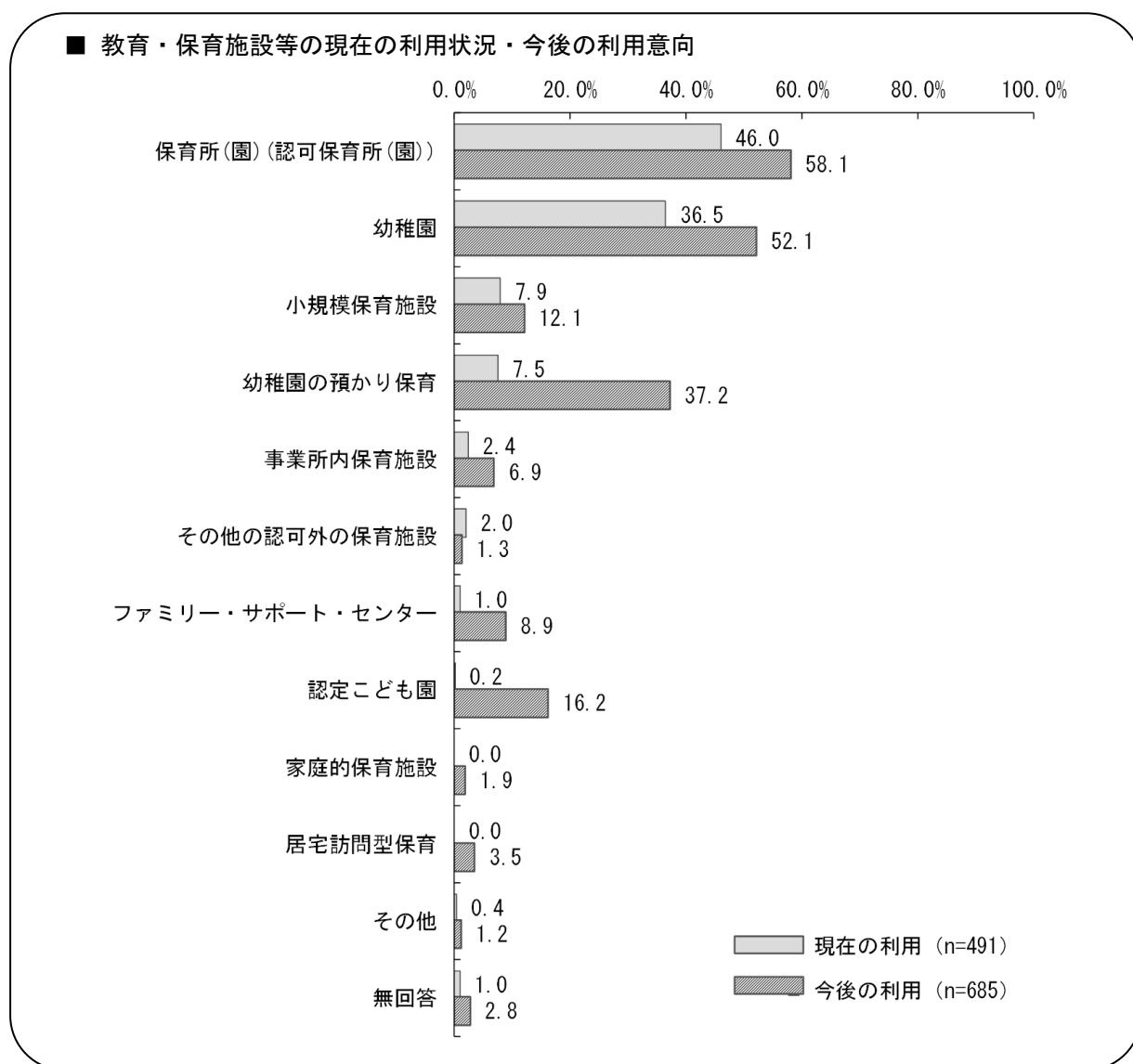


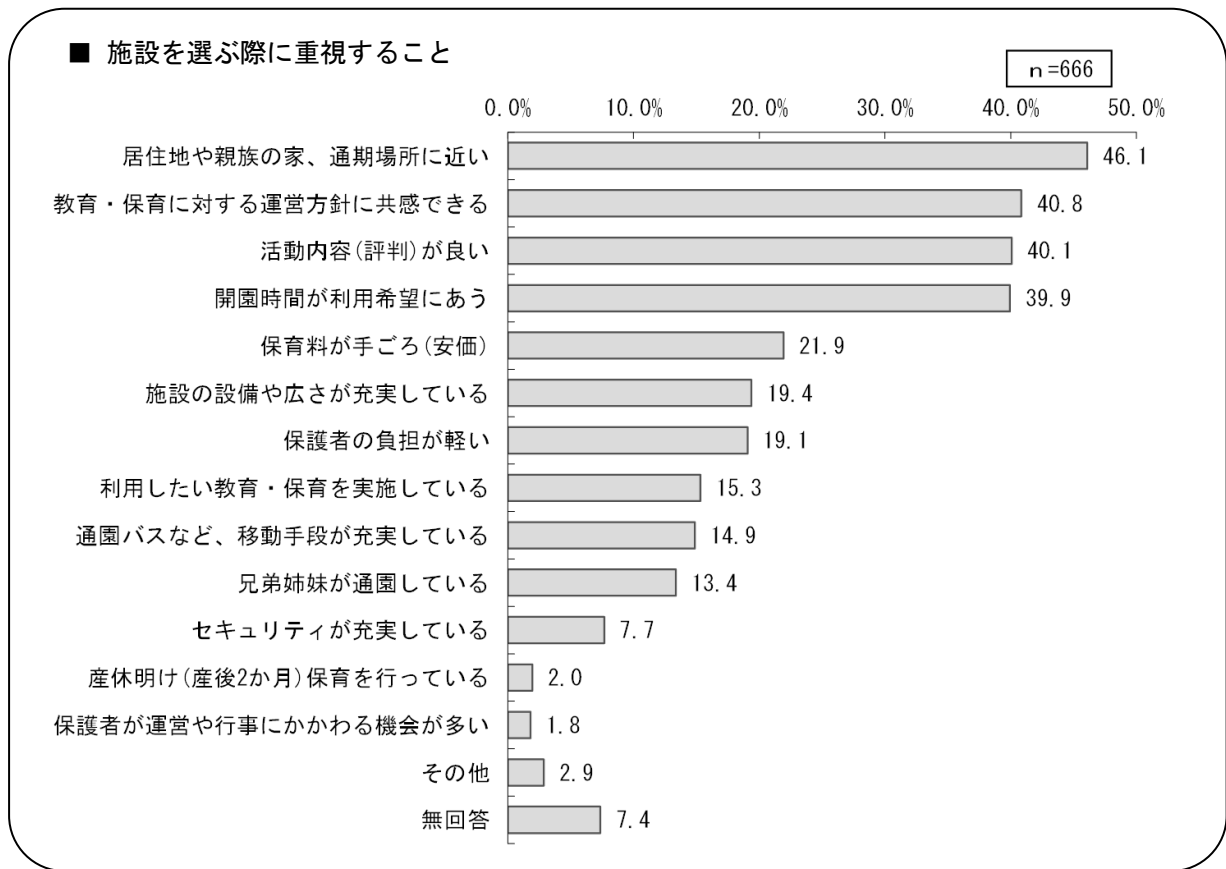
(5) 教育・保育の利用状況（就学前児童）

就学前児童の教育・保育施設等を現在「利用している」割合は7割（71.7%）で、利用しているサービスとしては、「保育所（園）（認可保育所（園））」（46.0%）、「幼稚園」（36.5%）、「小規模保育施設」（7.9%）が多くなっています。

また、今後の定期的な利用の意向としては、「保育所（園）（認可保育所（園））」（58.1%）、「幼稚園」（52.1%）、「幼稚園の預かり保育」（37.2%）を挙げています。

なお、利用したい施設等を回答した方（n=666）の教育・保育施設等を選ぶ際に重視することとしては、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」（46.1%）、「教育・保育に対する運営方針に共感できる」（40.8%）、「活動内容（評判）が良い」（40.1%）といった点を挙げています。

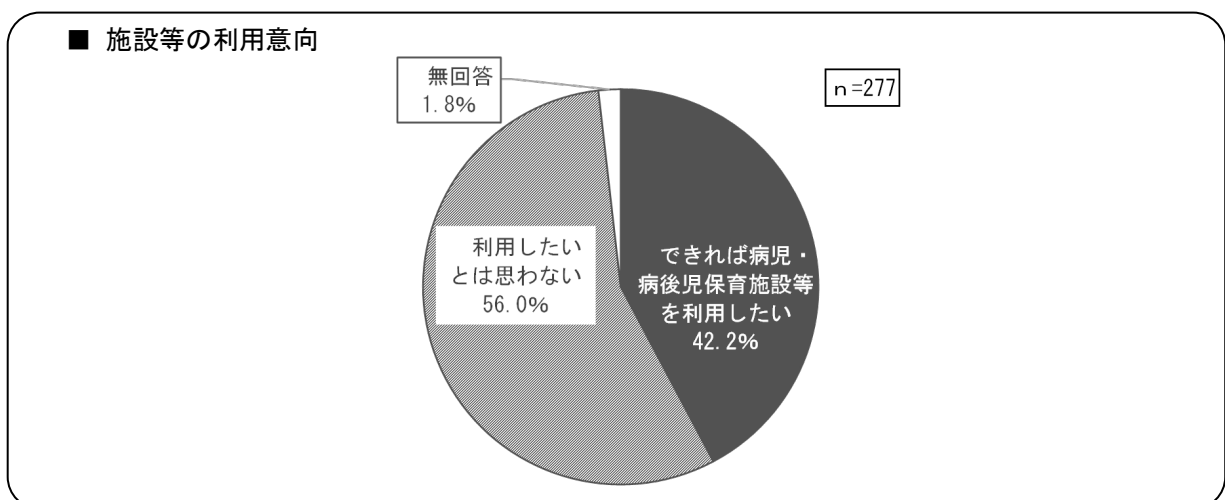
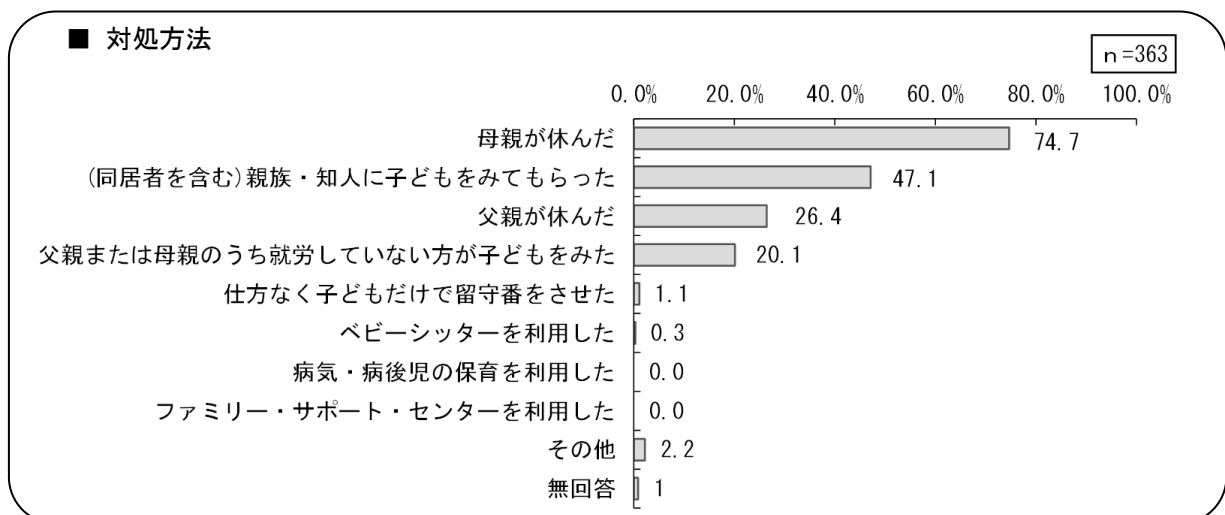
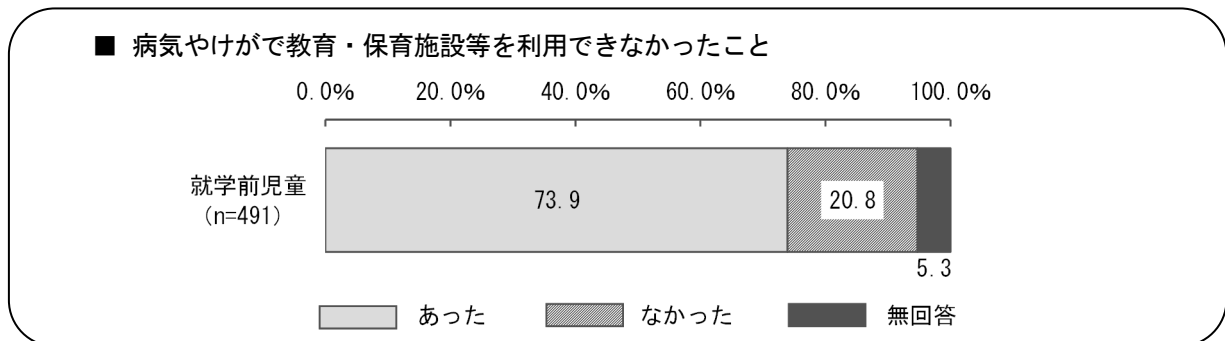




(6) 子どもが病気やけがの際の対応（就学前児童）

病気やけがで教育・保育施設等を利用できなかったことが「あった」割合は7割（73.9%）で、その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が74.7%と最も多くなっています。次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が47.1%、「父親が休んだ」が26.4%となっています。

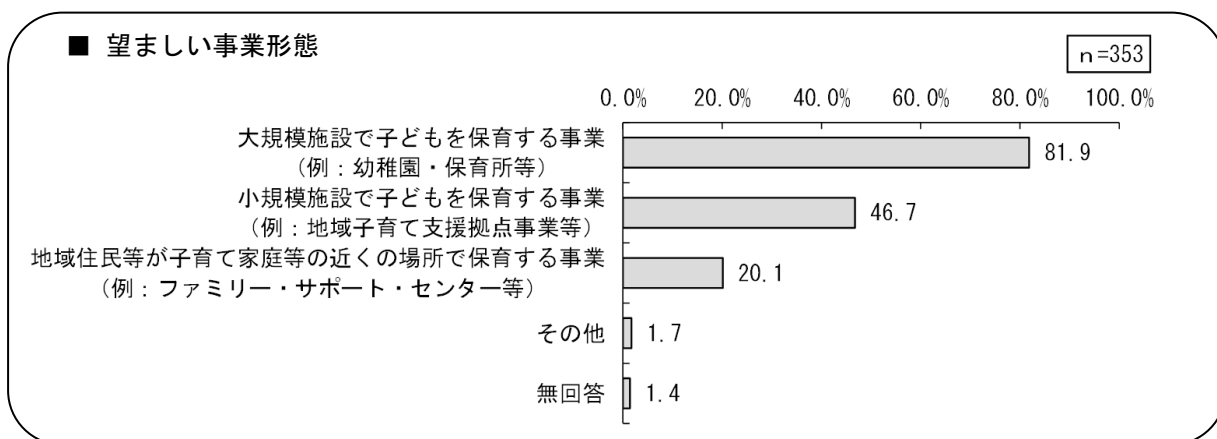
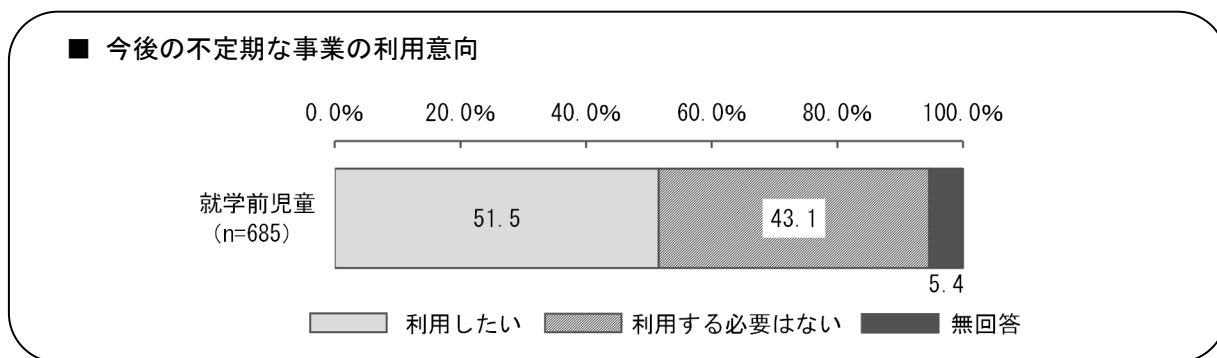
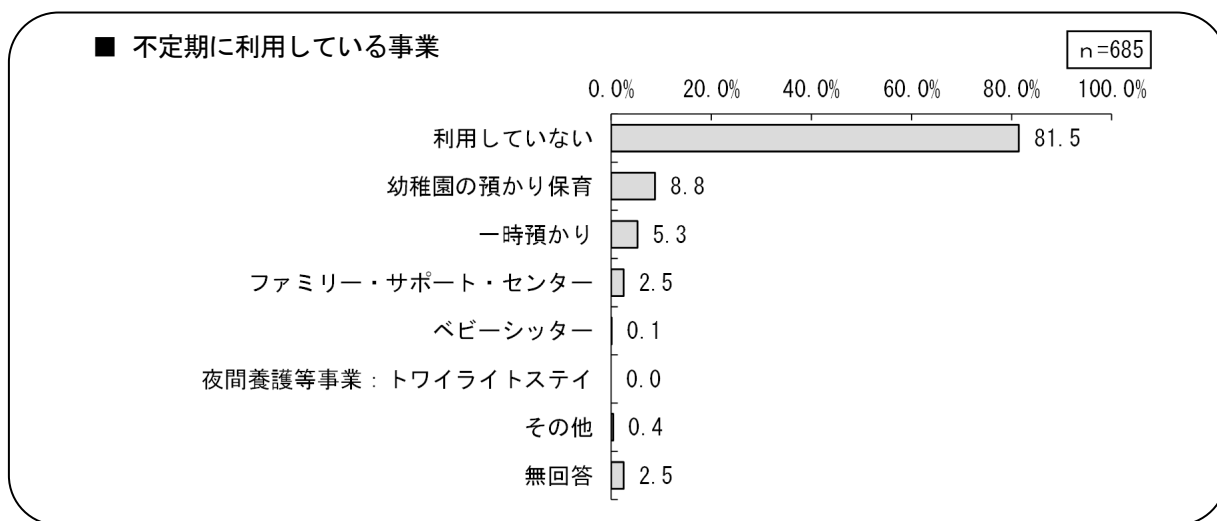
なお、父または母が休んだ方（n=277）の、病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.2%、「利用したいとは思わない」が56.0%となっています。



(7) 不定期の教育・保育事業の利用（就学前児童）

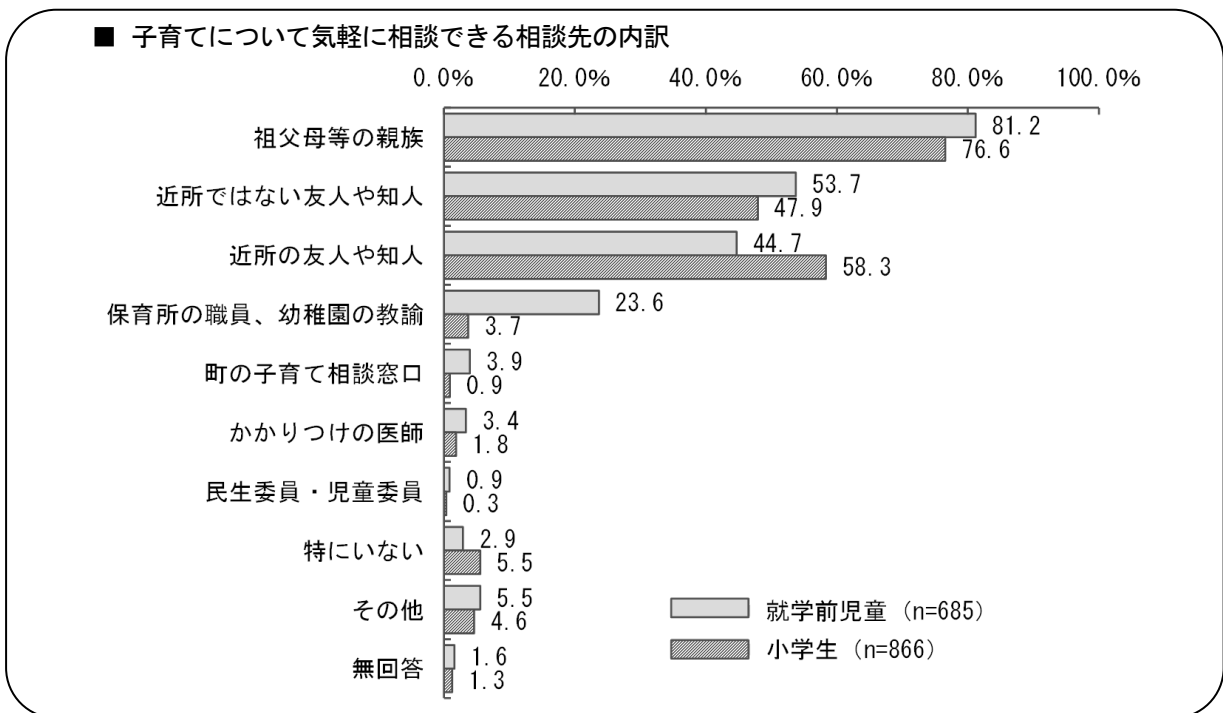
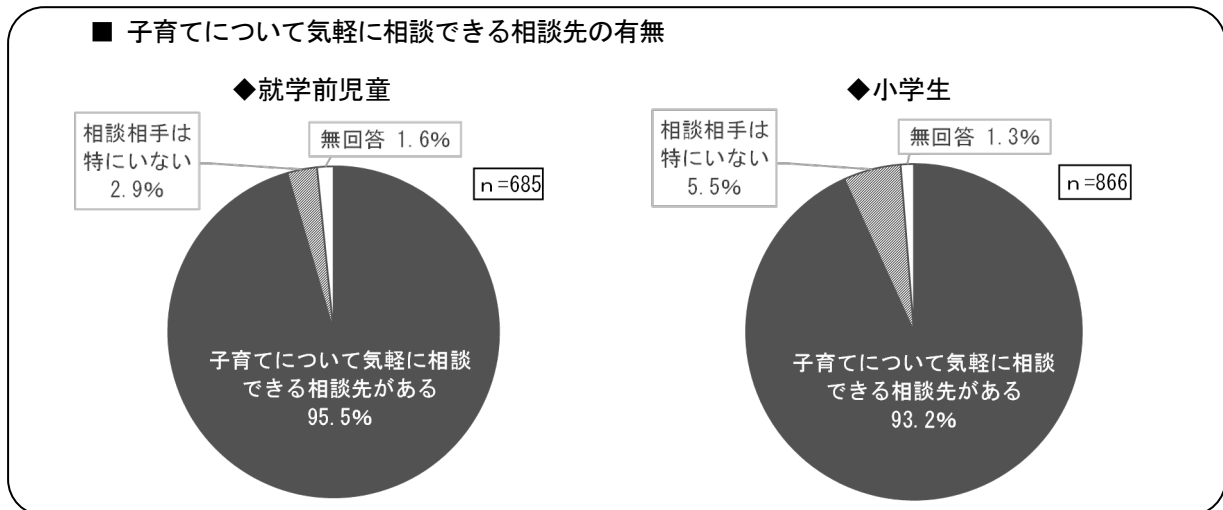
保護者の一時的な都合（保護者の私用、親の通院、不定期の就労等）による不定期な事業の利用状況については、「利用していない」が81.5%と最も多くなっています。

また、今後の利用意向については、「利用したい」が51.5%、「利用する必要はない」が43.1%となっています。「利用したい」と回答した方（n=353）の、不定期にお子さんを預ける場合に望ましいと思う事業形態は、「大規模施設で子どもを保育する事業」が81.9%と最も多くなっています。次いで「小規模施設で子どもを保育する事業」が46.7%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が20.1%となっています。



(8) 子育てについて気軽に相談できる相談先（就学前児童・小学生児童）

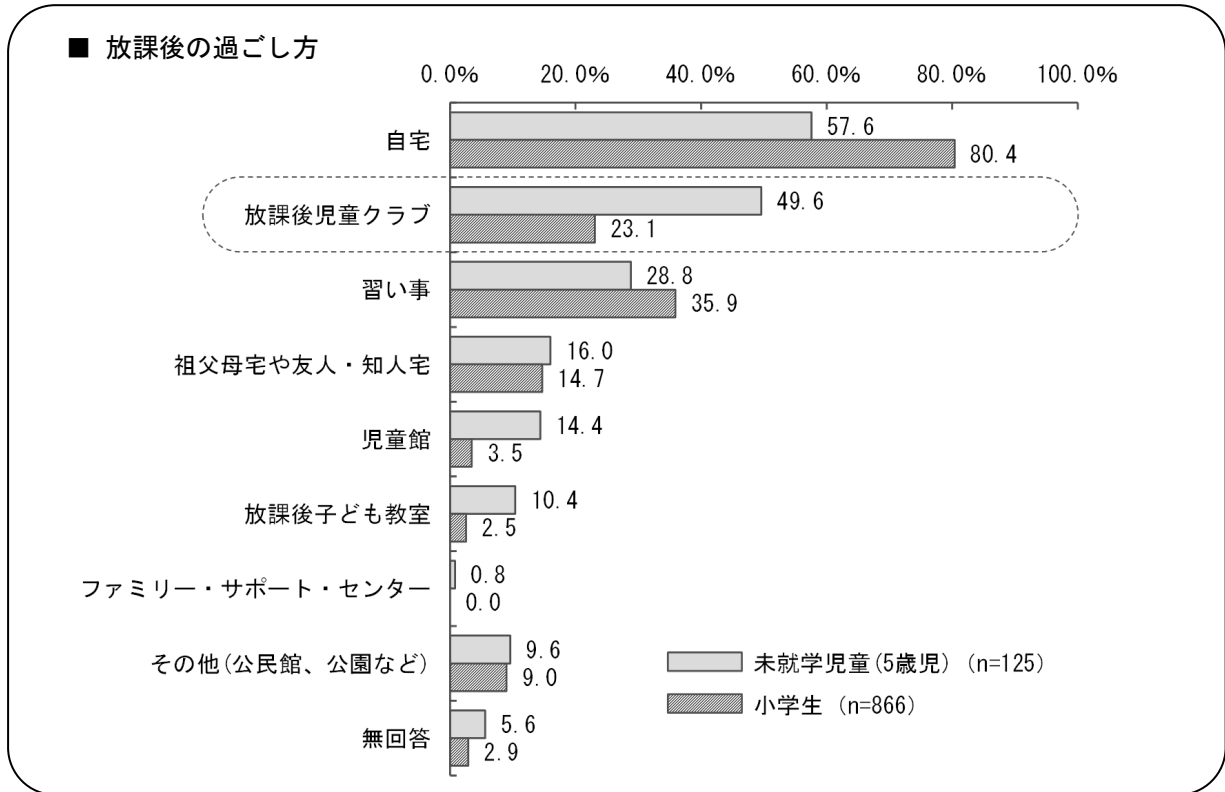
子育てについて気軽に相談できる相談先についてみると、就学前児童の保護者の95.5%、小学生の保護者の93.2%は「気軽に相談できる相談先がある」と回答しています。一方で、「相談相手は特にいない」と回答した割合は、就学前児童の保護者で2.9%、小学生の保護者で5.5%となっています。



(9) 放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生児童）

小学生の保護者で学童クラブ（放課後児童クラブ）を「利用している」と回答した割合は23.1%となっています。

また、来年度就学予定の児童（5歳児）を持つ保護者（n=125）で放課後児童クラブを「利用したい」とする人は49.6%となっています。



(10) 家庭・地域に望む子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

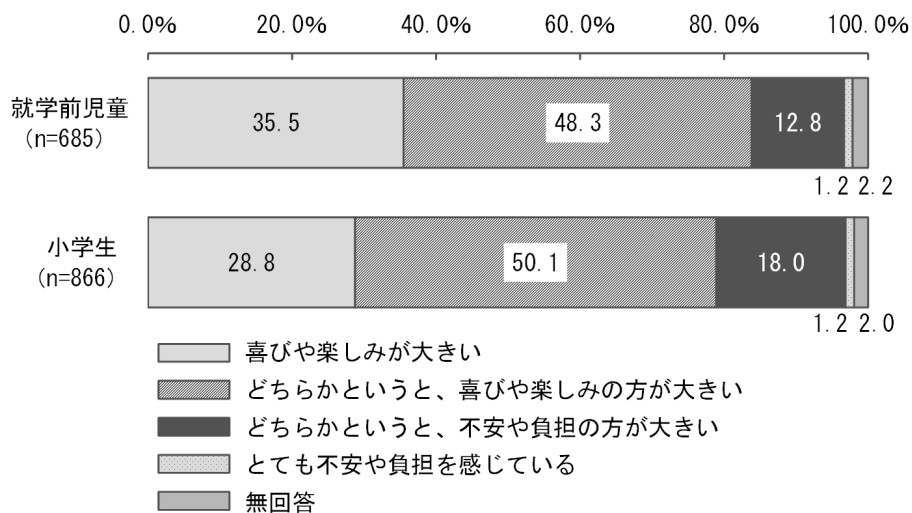
① 家庭での子育てについて

家庭での子育てについて「喜びや楽しみが大きい」、「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい」と回答した割合は、就学前児童の保護者では83.8%、小学生の保護者では78.9%を占めています。

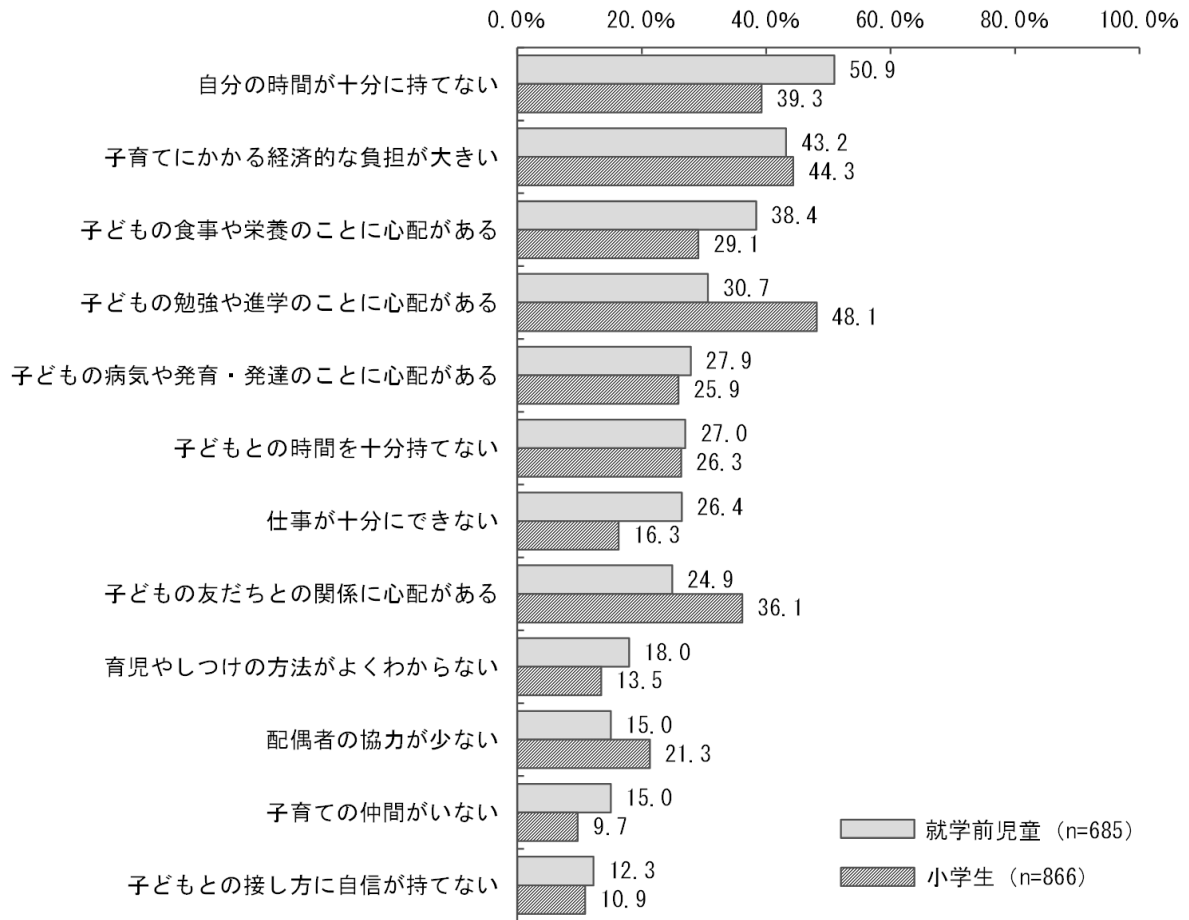
一方で、就学前児童の保護者の14.0%、小学生の保護者の19.2%が、「どちらかというと、不安や負担の方が大きい」、「とても不安や負担を感じている」と回答しています。

また、子育てに関して悩みや気にかかることについて、就学前児童の保護者では、“自分の時間が十分に持てない”、“子育てにかかる経済的な負担が大きい”こと、小学生の保護者では“子どもの勉強や進学のことに関心がある”、“子育てにかかる経済的な負担が大きい”ことを、「大いに思う」、「どちらかというと思う」項目として挙げています。

■ 子育てについての感じ方



■ 子育てに関して悩みや気にかかることについて
 (「大いに思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合)



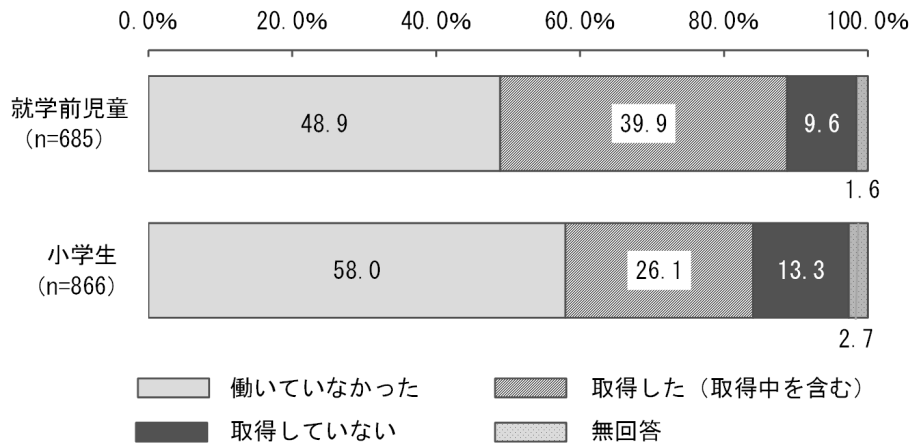
② 育児休暇の取得・仕事と家庭の両立について

母親の育児休暇の取得について、就学前児童の保護者では39.9%、小学生の保護者では26.1%となっています。

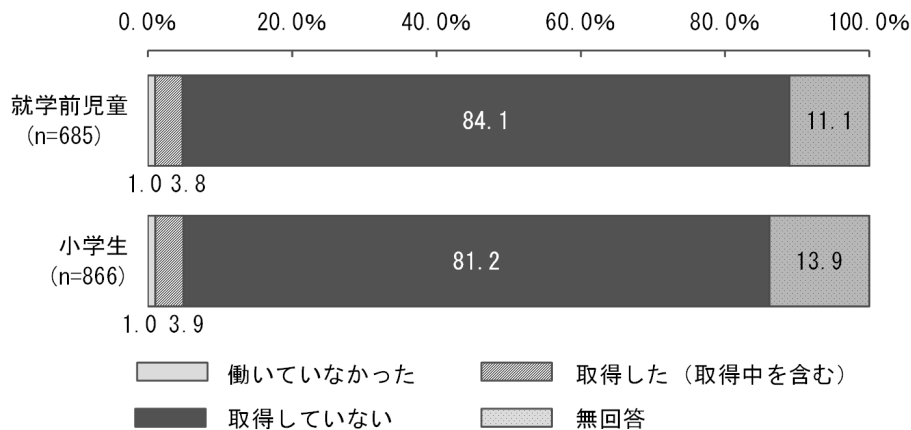
一方で、父親の育児休暇の取得状況は就学前児童の保護者では3.8%、小学生の保護者では3.9%となっています。

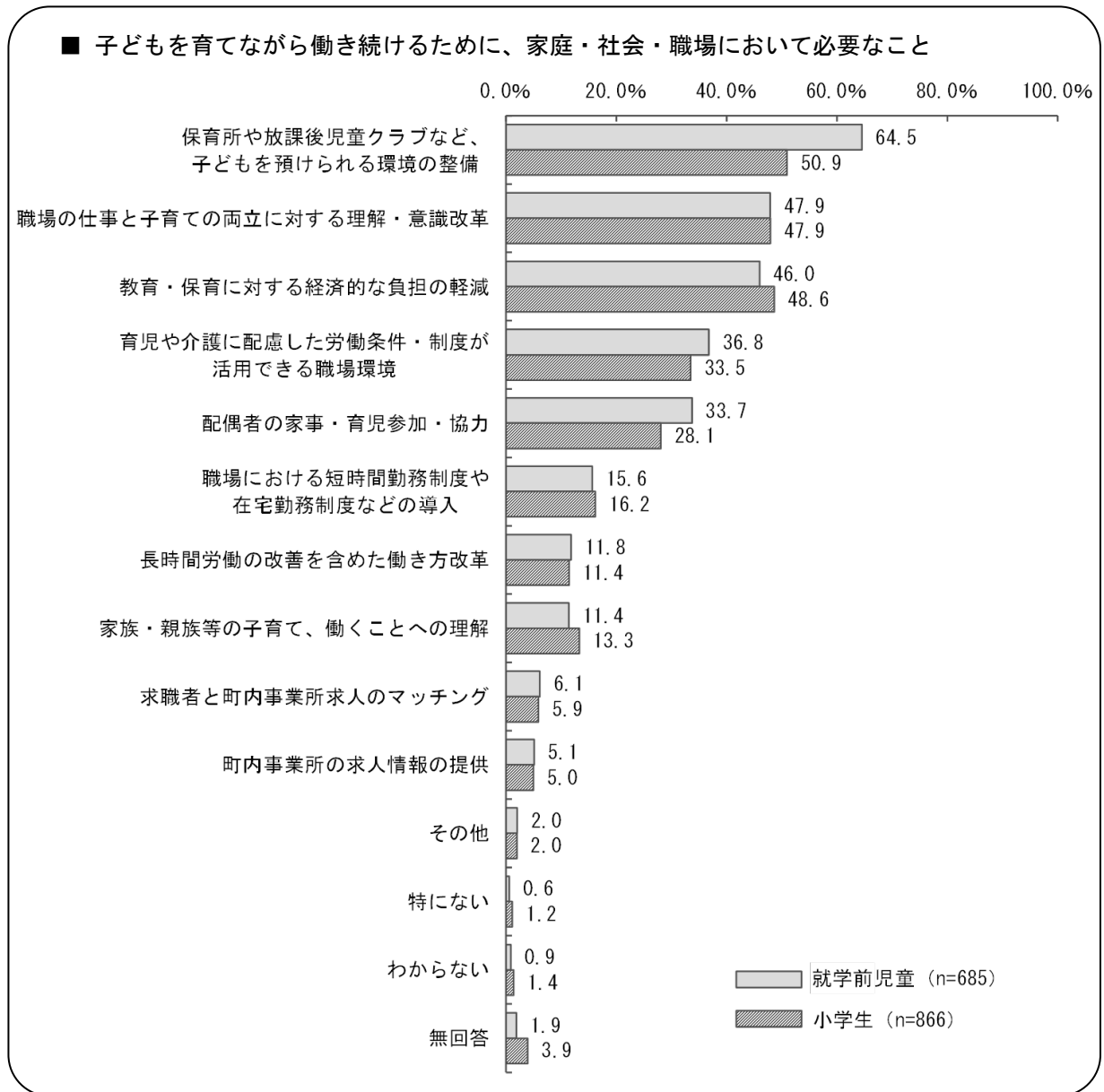
また、子どもを育てながら働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」を最も多く挙げているほか、「職場の仕事と子育ての両立に対する理解・意識改革」、「教育・保育に対する経済的な負担の軽減」をそれぞれ上位に挙げています。

■ 母親の育児休暇の取得状況



■ 父親の育児休暇の取得状況

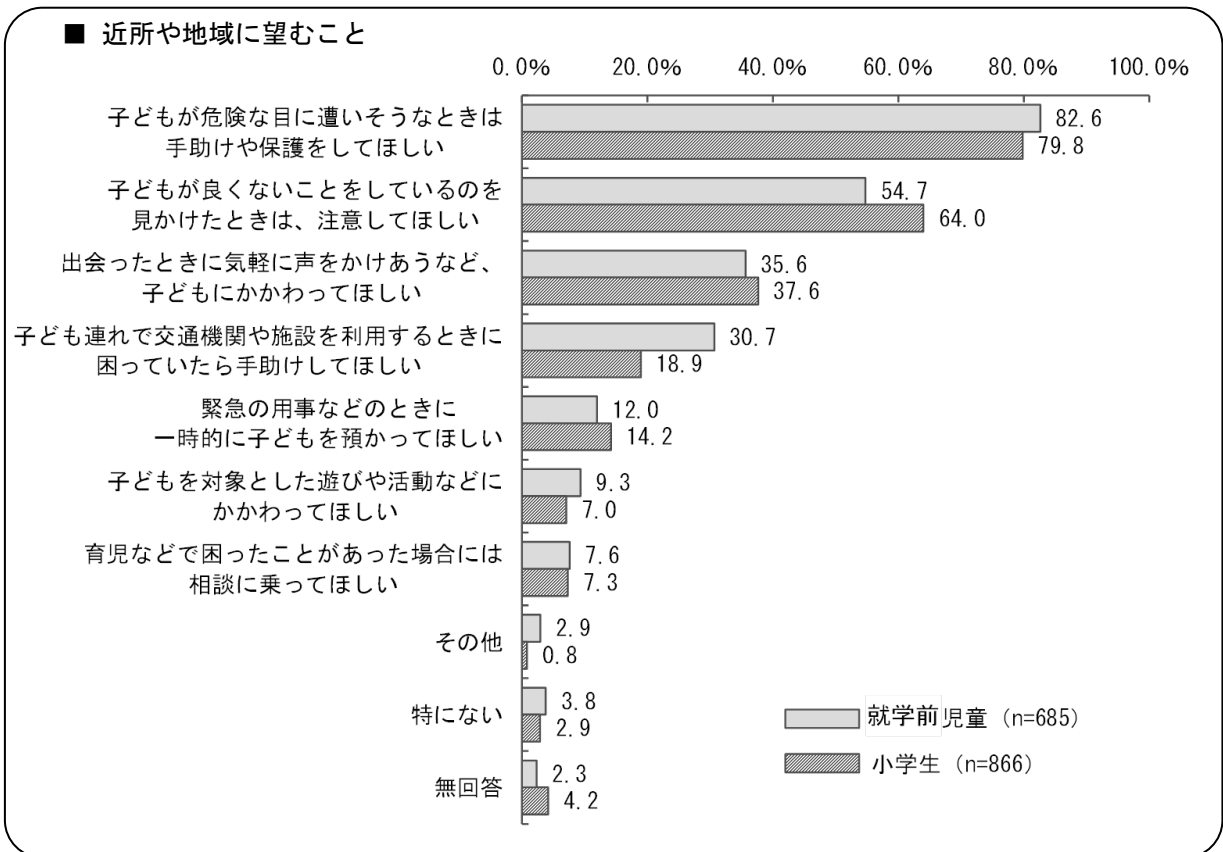
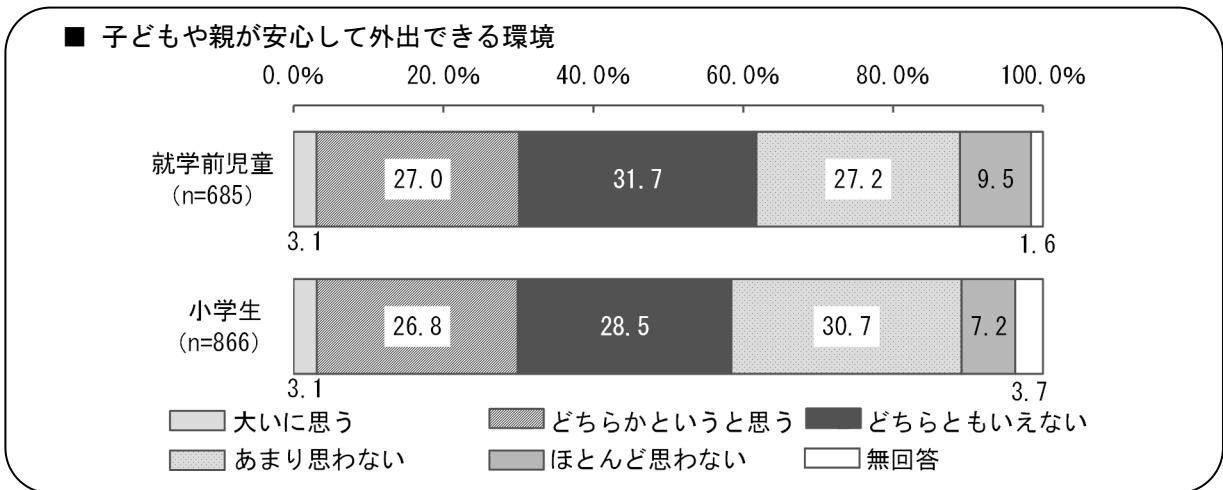




③ 地域の子育て環境

子どもの遊び場や公園等、安心して外出できる環境について、安心できる（「大いに思う」、「どちらかというと思う」）と回答した割合は、就学前児童の保護者では30.1%、小学生の保護者では29.9%となっています。

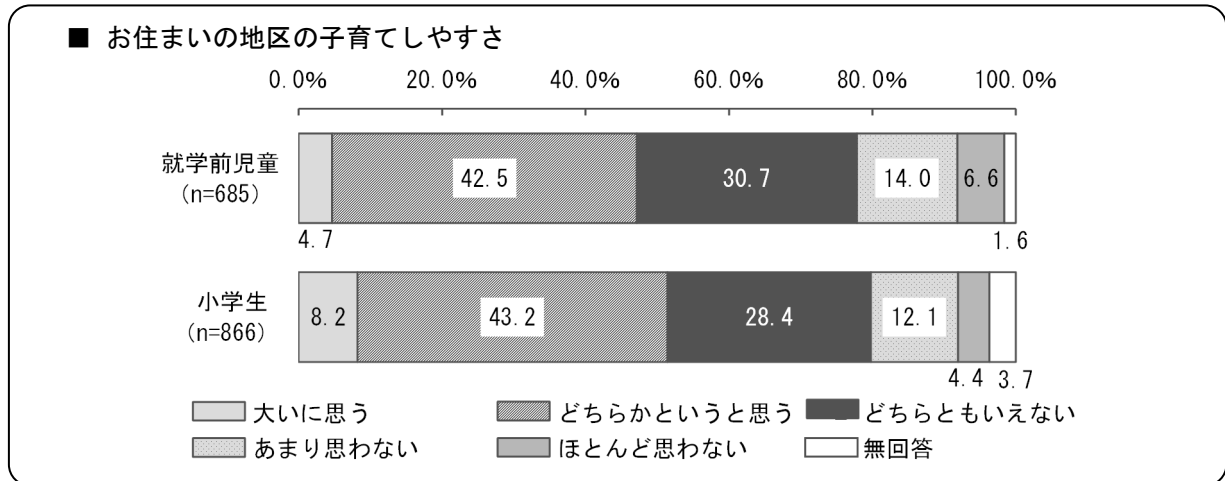
また、近所や地域に望むこととして、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」を上位に挙げています。



④ お住まいの地区の子育てしやすさについて

お住まいの地区の子育てしやすさについて、「大いに思う」、「どちらかと思う」を合わせた“子育てしやすい環境だと感じる”と回答した割合は、就学前児童の保護者では47.2%、小学生の保護者では51.4%となっています。

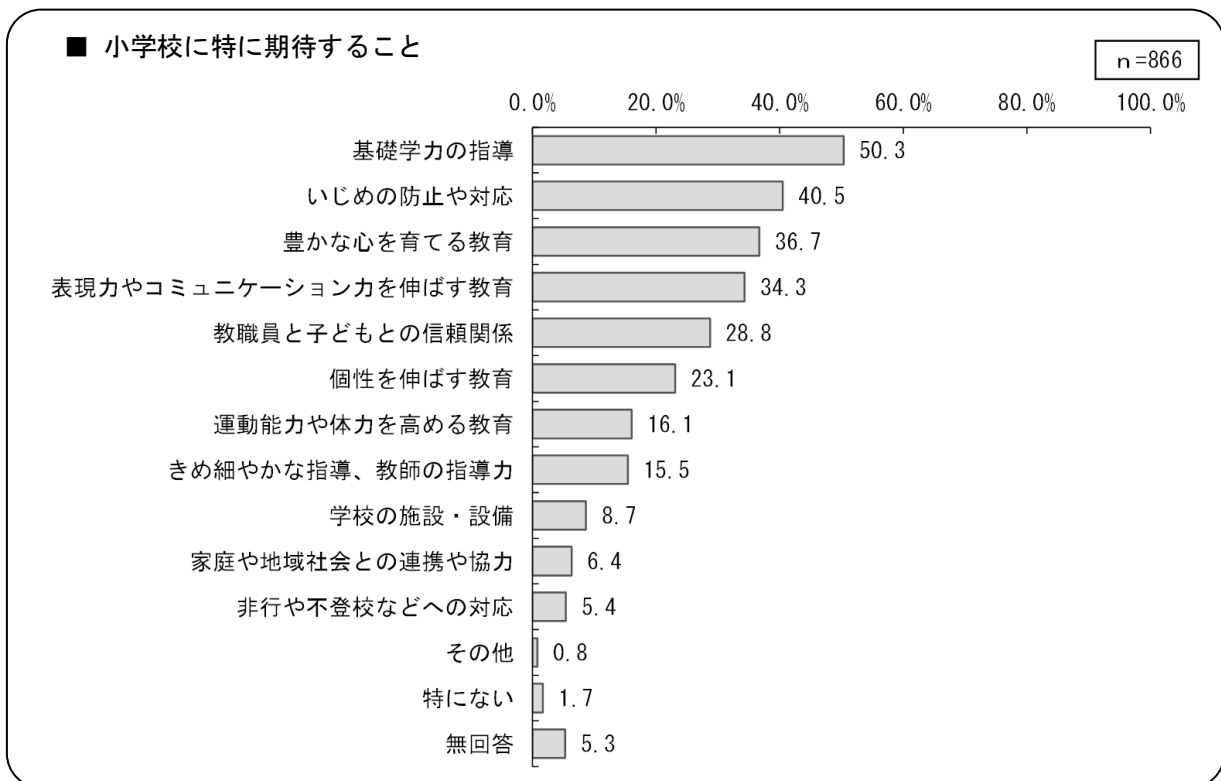
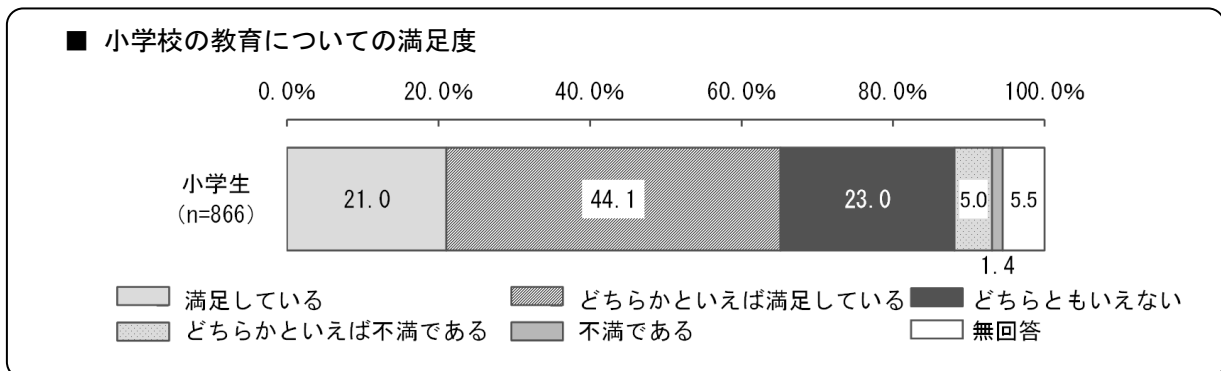
一方で、「あまり思わない」、「ほとんど思わない」といった“子育てしやすい環境だと感じない”と回答した割合は、就学前児童の保護者では20.6%、小学生の保護者では16.5%となっています。



(11) 学校教育について（小学生児童）

小学校の教育についての満足度について、「満足している」（21.0%）、「どちらかといえば満足している」（44.1%）を合わせた“満足している”と回答した割合は65.1%、「どちらかといえば不満である」（5.0%）、「不満である」（1.4%）を合わせた“不満である”と回答した割合は6.4%となっています。

また、小学校に特に期待することとしては、「基礎学力の指導」が50.3%と最も多くなっています。次いで「いじめの防止や対応」が40.5%、「豊かな心を育てる教育」が36.7%となっています。



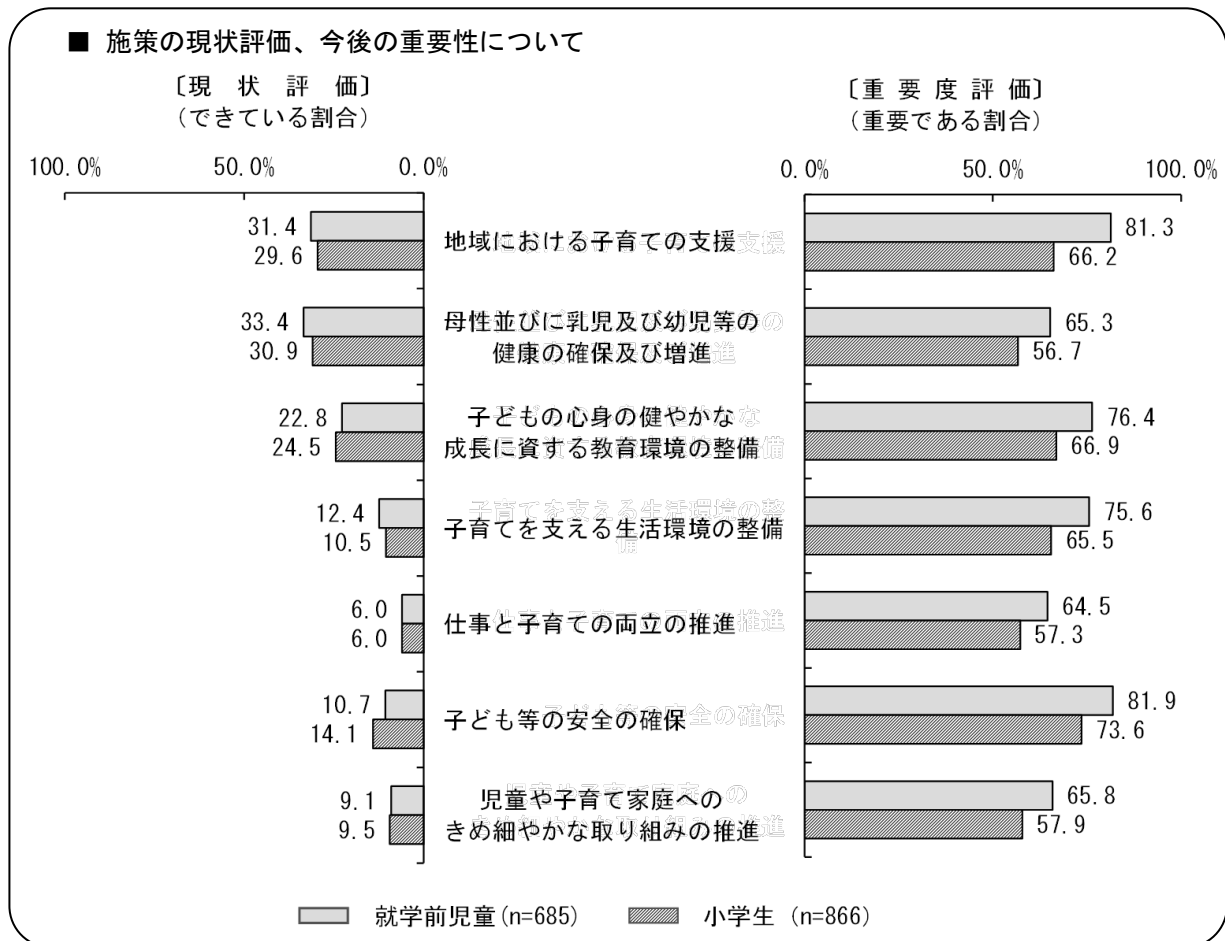
(12) 柴田町の子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

① 施策の現状評価、今後の重要性について

柴田町の子育て支援施策の現状評価として、「できている」と回答した割合は、各施策ともに2～3割となっている中で、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに“母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進”、“地域における子育ての支援”を上位に挙げています。

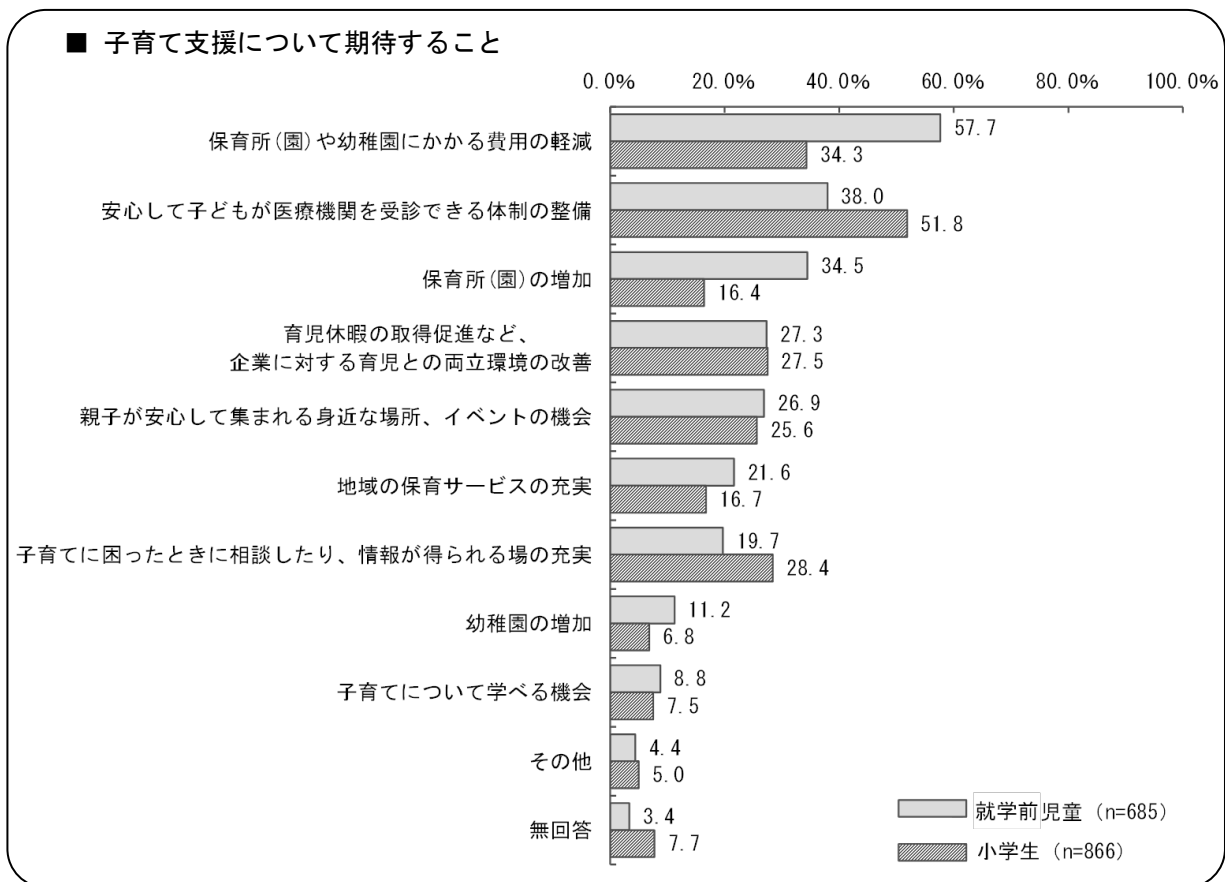
一方で「できていない」と回答した割合が多い施策としては、“子育てを支える生活環境の整備”、“仕事と子育ての両立の推進”を就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに挙げています。

また、「重要である」と回答した施策について、各施策ともに6～8割となっている中で、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに“子どもの安全確保”を最も多く挙げています。



② 子育て支援について期待すること

子育て支援について期待することについて、就学前児童の保護者では、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」が57.7%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が38.0%、「保育所（園）の増加」が34.5%となっています。また、小学生の保護者では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が51.8%と最も多く、次いで「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」が34.3%、「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場の充実」が28.4%となっています。



5 事業所ヒアリング調査結果概要

(1) 実施概要（小規模保育事業所・認可外保育所・幼稚園）

本計画策定にあたり、第1期計画の進捗及び課題、次期計画策定に向けた各団体等の取り組み、サービス需給見込み等を把握する目的で、ニーズ調査を補完するものとして実施しました。

【調査の概要】

- 調査対象：小規模保育事業所・認可外保育事業所（8施設）、幼稚園（5施設）
- 調査期間：令和元年8月16日から9月2日まで
- 調査方法：町配布・郵送回収（回収率100%）

(2) 地域の子育て家庭への支援活動について（幼稚園）

地域の子育て家庭を支援する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児と親を対象に幼稚園開放をして体験してもらう「たんぽぽキッズ広場」を開催。 ・町内3中学校の職場体験学習を受け入れ、生徒に4、5歳児とふれあう体験を実施している。また、近隣公立高校のインターンシップ受け入れもしている。
支援活動の実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育の時間の延長（教員不足で対応が難しい）。

(3) 子育て環境・地域との連携による活動（小規模保育事業所・認可外保育所・幼稚園）

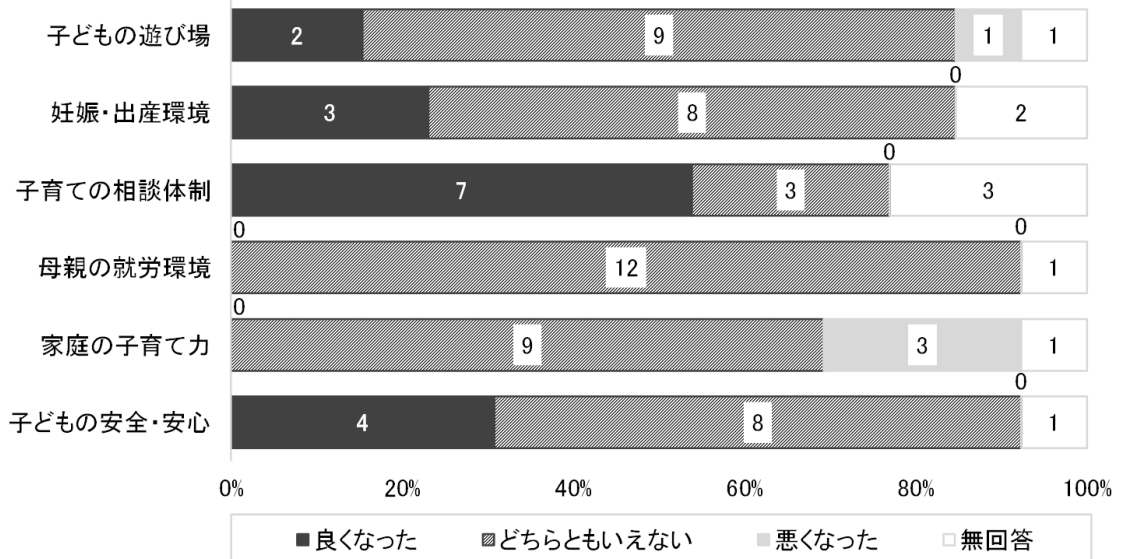
① 地域で子育てを見守っていく上で必要な取り組み

	小規模保育事業所・認可外保育所	幼稚園
事業所にできる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの福祉施設との交流、行政区のイベントへの協力。 ・外遊びのときやお散歩中に出会った人々への挨拶などを通して日頃からのコミュニケーションを大事にすることでお互いを認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育を充実させる。 ・教育相談の実施。 ・家庭教育学級の開催。 ・未就園児を対象にした園庭や施設の開放をし、子どもの遊び場や保護者の交流の場を提供していく。
住民や地域に求める協力	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶。 ・情報交換、声かけ等。 ・交通安全ルール、運転ルールの厳守。 ・災害時の合同避難訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育活動に係る音響や子どもたちの歓声等への理解。 ・送迎時、交通量（車）が増えることへの理解。 ・園行事への理解と協力。
活動を推進するための行政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備（公園等）。 ・園舎改修等への補助。 ・スタッフの質向上のため時々助言してほしい。 ・地域住民への講演会等の企画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や備品の利用、人材の派遣。 ・子育て支援（預かり保育や家庭教育学級等）に対する財政的支援。 ・必要な情報提供。 ・幼・保・小との連携の推進と充実を図るための、（幼児と児童、職員間の）交流の橋渡し。

② 過去5年間の子育て環境について

過去5年間での本町の子育て環境の変化について、「良くなった」との回答が最も多かったのは“子育ての相談体制”（7施設）、「悪くなった」との回答が最も多かったのは“家庭の子育て力”（3施設）となっています。

図表 過去5年間の子育て環境の変化（数値は回答施設数）



（4）計画策定にあたっての意見等

小規模保育事業所 ・認可外保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と児童館の複合施設の建設（不登校の子どもたちの居場所、通所施設）。 ・地域食堂（子ども、高齢者を含む）の設置（各小学校区に）。 ・病児、病後児保育の検討。 ・ファミリー・サポート・センターについて、利用料が高く簡単に使えない、協力会員のなり手が少ないという声を聞く。上限付きで補助金などがあると使いやすい。
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援を充実させていくには、人的、物的、財政的な配慮と裏付けが必要。 ・乳幼児の定期的検診のとき、発達障がいについて確かな検査が受けられるようにしてほしい。

6 柴田町の子ども・子育て支援における課題の整理

子ども・子育てをめぐる現状やニーズ調査・ヒアリング調査の結果、第1期計画の進捗状況から、本町の課題は次のように整理されます。

① 妊娠期からの切れ目のない支援

子どもが健やかに育っていくためには教育・保育事業を充実させるだけでなく、妊娠・出産期から青年期まで様々な取り組みが必要となります。

特に近年は妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、本町においてもアンケート調査から2割弱の保護者が子育てについて不安や負担を感じているという結果が出ています。

こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら支える仕組みづくりが求められています。

② 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

本町では、待機児童の発生が課題となっています。これまでの教育・保育施設等への利用希望に加え、幼児教育の無償化に伴い掘り起こされる保育ニーズへの対応も求められます。将来的な就学前児童数の推移を見据えながら、子育て家庭を支える基盤整備・拡充を検討し、あわせて、サービスの質の確保と向上を図る必要があります。

③ 子どもの可能性を引き出す環境づくり

核家族化・世帯の細分化や地域のつながりの希薄化といった社会環境の変化に伴い家庭・地域の教育力低下が課題となっています。本町においても事業所ヒアリング調査結果から、家庭の子育て力が低下しているとの回答が多い結果となっています。

地域・社会の次代を担っていく子どもの育ちを支えるため、保護者を対象とした家庭教育支援、子どもが主体的に活動できる機会や居場所づくりを充実させ、すべての子どもの生きる力や豊かな人間性を育む環境を整えることが求められています。

④ 地域の安全・安心の確保

アンケート調査では、安心して外出できる環境等、安全・安心な環境を求める意向が高くなっています。そのため、安心して子どもを産み育てられる生活環境の整備とともに、事故や犯罪などから子どもを守るために地域全体で見守り、連携が行える体制づくりが必要となります。

⑤ 多様な働き方を選べる子育てしやすいまちへ

町の子育て支援施策の現状評価では、就学前調査、小学生調査ともに“子育てを支える生活環境の整備”、“仕事と子育ての両立の推進”について「できていない」と回答した割合が高くなっています。

また、女性の就業率や共働き世帯の増加、3世代家庭の減少、ひとり親の増加など、暮らし方、働き方、子育ての仕方は多様化しているため、保護者のニーズを把握し、様々な選択肢から働き方や子育て支援を選べるまちづくりが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・視点

柴田町では、平成27年3月に「柴田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し「みんなで育てよう きらりと光るしばたの子」を基本理念として、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てる環境、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を図るため、計画の実現に取り組んできました。

この基本理念は、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに、たくましく育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての関係者が連携し、社会の様々な構成員との協働による総合的な取り組みに力を尽くしていくという決意を表しています。

子どもや子育て家庭を取り巻く状況は常に変化しています。しかし、社会の中で多様な主体が関わるという子育て支援の基本は変わりありません。本計画では、第1期計画の取り組みを発展させ、子育て施策の一層の充実を図っていくため、この基本理念を大切な姿勢として継承し、下記の3つの視点に配慮した施策を展開していきます。

【基本理念】

みんなで育てよう きらりと光るしばたの子

【視点】

① 子どもの育ちの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちの幸せや健やかな成長を促すとともに必要な支援が切れ目なく行き届くよう取り組みます。

また、豊かな人間性やコミュニケーション能力、「生きる力」を育む長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

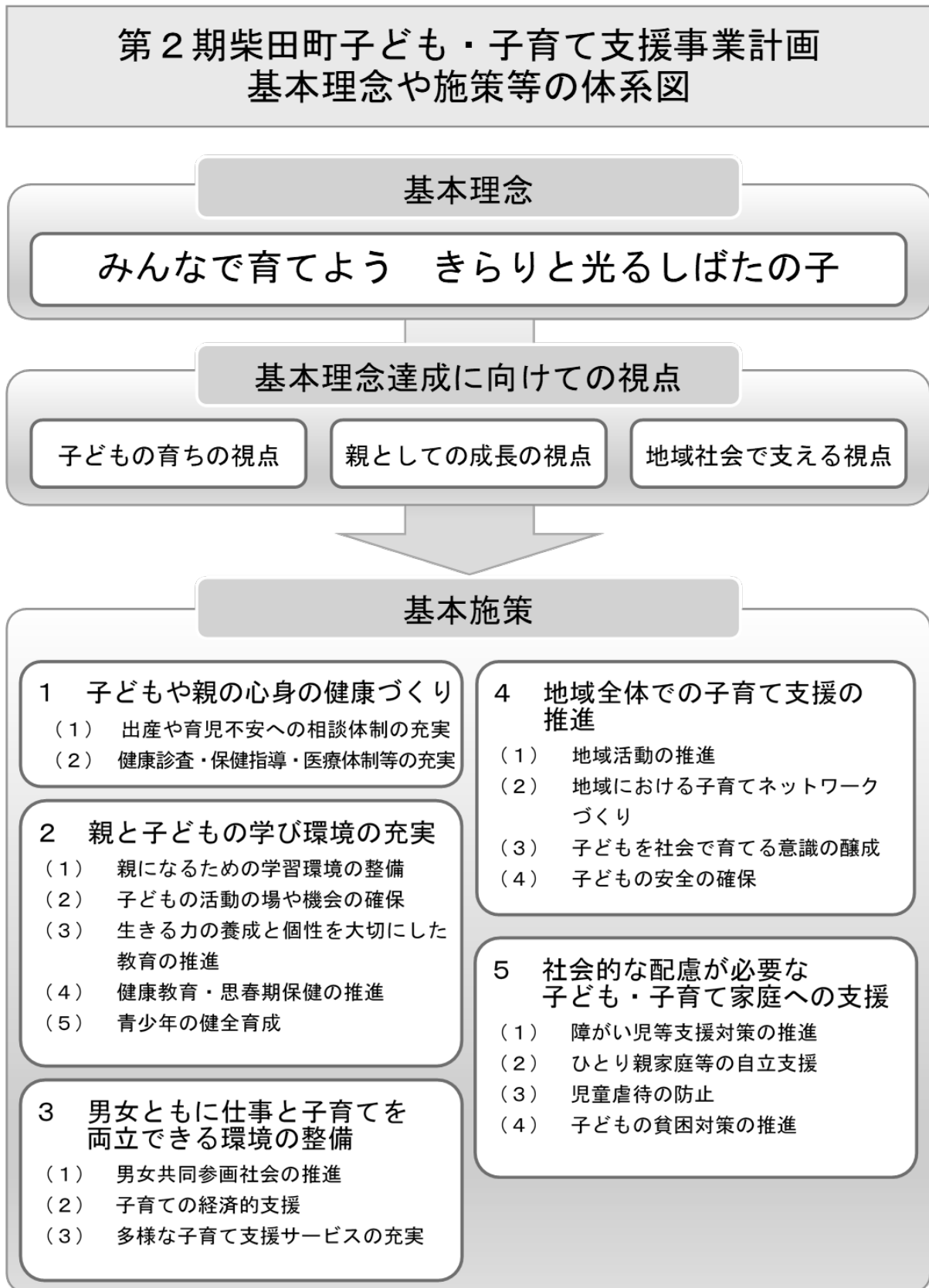
② 親としての成長の視点

核家族化・世帯の細分化や地域の結びつきが希薄になってきている社会情勢の中で、子どもの成長にとって親の役割が大きいことを、親自らが認識し、子育てに喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような環境づくりを進めます。

③ 地域社会で支える視点

子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を果たすことに加え、社会全体が連携し子育てに協力することが必要です。子育て支援に携わる人材の育成や子育て支援のネットワークづくりを進めることで、地域社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

2 施策の体系



第4章 施策の展開

本章では、前章で掲げた基本理念を実現するため、計画期間中に実施する施策・事業を記載します。

子ども・子育て支援新制度に基づく施策を個別の事業として位置付けるとともに、各種事業と併せて子育て支援を推進します。

基本施策 1 子どもや親の心身の健康づくり

【現状と課題等】

安心して子どもを産み育てることができるようにするためには、妊娠初期からの保健指導により母子の安全を確保するとともに、各種情報の提供や助言・指導等、産後期も含めた切れ目のない支援が必要です。

施策の現状に関するニーズ調査結果では、“母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進”について、「できている」と回答した方の割合が最も高くなっており、取り組みが高く評価されています。

【施策の方向性】

近年は妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭を心身両面で支える仕組みの充実が求められます。

子育て支援アプリ事業を新たに実施し、情報提供に努めるとともに、育児ヘルプサービス等父母の負担を軽減する育児支援の取り組みを関係各課と連携しながら推進します。また、妊産婦が交流しやすい環境づくり等の充実に努めます。

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

【主な事業】

事業	事業内容・取り組み	担当課
1 ◎子育て世代包括支援センター事業（利用支援事業）の推進	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、保健センターに保健師等の専門職を、また子育て支援センターに利用者支援専門員（保育士等）を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を連携して提供できる体制づくりを推進します。妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の関係機関との連絡調整等を行い子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。	子ども家庭課 健康推進課
2 母子健康手帳交付・ 父子健康手帳交付	妊娠をした方に対し、母性の健康の保持・増進のため、母子健康手帳を交付します。出産時や子どもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする手帳ともなります。男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳を交付します。	健康推進課

事業		事業内容・取り組み	担当課
3	妊産婦サロンの開催	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とし、相談しやすい体制を整備します。また、妊産婦等が地域の中で子育てできるよう交流の機会を提供するとともに、安心・安全な出産・育児に臨むための知識やスキルを習得できるよう支援します。	健康推進課
4	◎乳児家庭全戸訪問事業	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。	健康推進課
5	◎養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。	健康推進課
6	乳幼児相談	乳幼児を養育している保護者の育児不安を軽減するために、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。	健康推進課
7	にこにこマンマ離乳食	乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、教室を開催します。	健康推進課
8	母と子の遊びの教室の開催	1歳6か月児健診等で発達上の課題をかかえた親子に対し、フォローアップするための教室を実施します。	健康推進課
9	地域における出前講座や健康相談の開催	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康相談等を実施します。	健康推進課
10	○子育て支援アプリ	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう子育て支援アプリを導入し、きめ細かで、かつ迅速な情報の配信を行います。	子ども家庭課 健康推進課
11	○育児ヘルプサービス事業	育児や家事等の支援を必要とする産前、産後期の母親の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、育児ヘルパーを派遣し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。	子ども家庭課

事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。次章に今後5年間の量の見込みと確保方を記載しています。また、事業名の前に○印があるものは、本計画で新たな取り組みとして位置付けたものです。以下の各施策においても同様の意味を指します。

(2) 健康診査・保健指導・医療体制等の充実

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	◎妊婦健康診査	妊娠中の健康を保持し、安心して出産に臨み、子どもを産み育てるために、妊娠週数に合わせて、妊婦健康診査を実施します。	健康推進課
2	妊婦歯科健診	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と生まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるために実施します。	健康推進課
3	乳児健康診査	乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、月齢(2か月・8～9か月)に合わせて健診を実施します。	健康推進課
4	4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診	乳幼児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、また、育児不安の軽減のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。	健康推進課

事業		事業内容・取り組み	担当課
5	2歳児歯科健診	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、歯科健診・相談を実施します。	健康推進課
6	子どものための予防接種	感染のおそれのある病気にかからないために、各種予防接種を実施します。	健康推進課
7	休日・夜間の救急医療体制確保	仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療の充実を図ります。	健康推進課

基本施策 2 親と子どもの学び環境の充実

【現状と課題等】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化から、家庭における教育力が低下し、親にとって安心して子どもを産み育てることは難しくなっています。そうした中で、子どもの居場所づくりは今後の重要な課題となってきます。子どもが主体的に活動できる場や機会を充実させること、すべての子どもの生きる力を育む教育環境を整えることは、次代を担う子どもが若者、大人、親へと成長していくための基礎となります。

【施策の方向性】

保護者を対象に家庭教育支援講座を実施し、子どもの発達段階に応じて親に求められることを学ぶ環境を提供します。今後は、孤立しがちな保護者や余裕がなく学ぶ環境にアクセスできない保護者にも学習の機会を与えられるように実施場所を増やすなど、事業の拡大を図ります。また、太陽の村冒険遊び場整備事業や子どもの心のケアハウス事業を実施し、子どもたちの状況にあった居場所や活動の場の確保を図ります。

(1) 親になるための学習環境の整備

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	子育て・親育ち講座	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
2	子育て・親育ち思春期講座	保護者が子どもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎える子どもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
3	イクメン講座	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。	生涯学習課
4	親のみちしるべ出前講座	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら親自身の気づきや子育てについて学びあうための出前講座を実施します。	生涯学習課

(2) 子どもの活動の場や機会の確保

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	児童館の運営	放課後等に児童を対象に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を行います。船迫児童館、槻木児童館(槻木小学校内)、三名生児童館、西住児童館で実施します。運営にあたっては民間の力を活用する等、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
2	◎放課後児童クラブ事業	両親が共働きなどで、日中、保護者が常時留守の家庭の小学1年生から6年生を対象に、学校の放課後に遊びや指導を通して健全な育成を図ります。実施にあたっては、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
3	第一幼稚園の運営	自然・社会体験などの取り組みや個々の園児の能力が生かされるようカリキュラムを作成し、心身ともに健康な幼児の育成を図ります。	教育総務課
4	小中学校の体育施設開放	小中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放します。	スポーツ振興課
5	都市公園等の維持管理	子どもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。	都市建設課
6	○新・放課後子ども総合プラン	平成30年「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、福祉部局(子ども家庭課)と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行う放課後子供教室の実施について検討します。	生涯学習課 子ども家庭課
7	○太陽の村冒険遊び場整備事業	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、子どもから高齢者までが集い・遊び・憩う場として再整備を図ります。	農政課
8	○子どもの心のケアハウス事業	不登校状態の児童生徒に、できるだけ安心できる居場所を提供し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い学校復帰の支援をします。	教育総務課

(3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	心をはぐくむ教育活動	総合学習の取り組みとして、小中学校において、地域の方々等を招いて体験学習などを行います。	教育総務課
2	子ども読書活動推進事業	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図ります。	生涯学習課
3	小学校・中学校の図書整備	柴田町図書館と連携し、小中学校図書室の充実を図ります。	教育総務課

(4) 健康教育・思春期保健の推進

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	食育推進計画の推進	乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに合わせて、関係各課で食育事業を推進します。	健康推進課
2	子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。	健康推進課

(5) 青少年の健全育成

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	ジュニア・リーダーの育成	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、子どもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア(ジュニア・リーダー)を育成します。	生涯学習課
2	青少年のための柴田町民会議	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として設置し、違法ピラ剥がし、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行い、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。	子ども家庭課
3	○子ども会育成会連絡協議会の支援	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を図り、子ども会の育成者指導者のための講習会、研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。	生涯学習課

基本施策 3 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備

【現状と課題等】

仕事と家庭の両立について、母親の育児休業取得は制度の定着が進んでいるものの、男性の取得率が依然として低いことが課題となっています。本町においてもアンケート調査結果から、母親の育児休業の取得は進んでいる一方、父親の取得は依然として低い状況がみられます。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、男女共同参画意識を高め、仕事と子育ての両立に向けて男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりとともに、教育・保育の量を確保することで、必要とする期間に希望する施設等を利用できる働き方の多様化に合わせた環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

子どもを育てながら働き続けるために、必要な支援や教育・保育の量を確保するとともに、家庭や職場等においても子育てについて助け合う意識の醸成に努めます。

また、子どもたちをはじめ、多くの住民が仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、学校教育など多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組みます。

(1) 男女共同参画社会の推進

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	男女共同参画社会の推進	性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進します。男女共同参画推進に係る講座や講演会の実施、DVに関する情報を掲載した「しばたの男女共同参画通信」を発行し、男女共同参画社会への理解促進を図ります。	まちづくり政策課

(2) 子育ての経済的支援

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。	子ども家庭課
2	子ども医療費助成事業	0歳から中学校卒業までのすべての子どもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。また、18歳まで対象年齢を拡大できるよう国や県に対し、補助制度の拡充を要請していきます。	子ども家庭課
3	私立幼稚園に対する助成	町内私立幼稚園の健全な運営と保護者負担の軽減を目的とし、運営費の一部を助成します。	教育総務課
4	就学援助制度	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対して、町が学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助します。	教育総務課
5	奨学金の貸し付け (柴田町育英会事業)	経済的理由によって、高校、大学等への就学が困難な学生・生徒に奨学金を定額無利子で貸与を行い、有能な人材の育成を図ります。	教育総務課
6	○幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償とします。	子ども家庭課
7	○小学校入学準備支援事業	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	通常保育事業	保護者の仕事や病気などにより、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、私立保育所の開設、公立保育所の民営化を検討します。	子ども家庭課

事業		事業内容・取り組み	担当課
2	◎延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。	子ども家庭課
3	◎ゆとりの育児支援事業 (一時預かり事業)	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童に対して保育を行います。	子ども家庭課
4	◎ファミリー・サポート ・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する仕組みです。	子ども家庭課
5	◎地域子育て支援 拠点事業	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。	子ども家庭課
6	子育て支援活動	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。	子ども家庭課

基本施策 4 地域全体での子育て支援の推進

【現状と課題等】

本町においては、1世帯あたり人員は減少傾向が続いており、こうした世帯の細分化とともに、核家族化の進行や、地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まることが懸念されます。

アンケート調査においても、子どもを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」と回答した保護者は、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに1割を占めており、子育てに対する地域の関わりは今後ますます重要となるとみられます。

そのため、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域の多様な主体とともに、子どもの居場所や、保護者同士のつながりや地域との関わりを築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てのできる環境をつくっていくことが求められます。

【施策の方向性】

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを社会で育てる意識の醸成を図るとともに、コミュニティや地域活動団体等と連携し、地域社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、子育て支援サークルやボランティアなどの活動の充実に努め、保護者同士のつながりを確保します。

その他、交通事故や犯罪などから子どもを守るため、関係機関やボランティアの方々と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行い、地域の安全確保に取り組みます。

(1) 地域活動の推進

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	コミュニティ活動の推進	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組みなど、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。	まちづくり政策課
2	柴田町子どもフェスティバル	町内の子どもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域の垣根を越えた子ども同士の交流を促進するとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を体験します。	生涯学習課

(2) 地域における子育てネットワークづくり

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	子育て支援ネットワーク事業	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援、イベント企画・運営等の子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関が連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの形成を推進します。	子ども家庭課
2	○子ども食堂開設運営費補助	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課
3	○ブックスタート事業	子どもの言葉と心を育むことを目的に、読み聞かせが親子のふれあいやコミュニケーションを図る大切なツールであることを知っていただくために、ブックスタートボランティアが、絵本の読み聞かせを行います。4 か月児健診にきた親子を対象とし、絵本2冊を進呈します。	生涯学習課

(3) 子どもを社会で育てる意識の醸成

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	広報紙の発行	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を毎月発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などを掲載した「広報しばた・お知らせ版」を月2回発行します。	まちづくり政策課
2	広聴事業	「まちづくり町民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言をお寄せいただきます。	まちづくり政策課
3	ホームページの運営	インターネットにより子育て支援に関する役立つ情報等の提供を行います。	子ども家庭課

(4) 子どもの安全の確保

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	交通安全推進事業	交通事故抑止のため、交通指導隊員による登校時朝7時から8時まで街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら交通事故防止を呼びかけます。	まちづくり政策課
2	安全・安心な教育環境の整備	防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。	まちづくり政策課 教育総務課
3	防犯対策推進事業	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を展開します。	まちづくり政策課
4	「子ども110番の家」事業	子どもたちが犯罪被害の危険や不安を感じたときに、緊急的に避難できる場所として、通学路周辺の民家や店舗に「子ども110番の家」としてのご協力をいただき、犯罪被害を未然に防止します。	教育総務課
5	防犯灯の新設と維持管理	町を明るくし、子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりに向けて実施します。	まちづくり政策課
6	○スクールガード事業	児童生徒が安全かつ安心して登校できるよう、地域ボランティアの方々のご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、その一貫として、学校や通学路で子どもたちの安全確保を図ります。	教育総務課

基本施策 5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

【現状と課題等】

子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、本町に生まれた子どもたちが健やかに成長していくためにも、ひとり親家庭や発達に支援が必要な子ども、経済的に困難をかかえる世帯など、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭を守る仕組みづくりが求められています。

本町においては、障害児福祉計画等、個別計画において支援を行うとともに、子どもの貧困対策については、平成30年3月に「柴田町子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの発達・成長に応じて支援を行えるよう取り組んでいます。

今後は、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭に対する支援策を推進し、成長段階に応じて切れ目のない施策を実施する必要があります。

【施策の方向性】

発達や障がいなどで支援が必要な子どもやひとり親家庭など社会的な配慮が必要な子どもや子育て家庭に対し、関係機関等と密接に連携しながら、必要な支援の充実を図ります。

また、虐待から子どもを守り、安心して生活できるよう、警察や医療機関などの関係機関との連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組めます。

子どもの貧困対策としては、関係機関・地域と連携を図りながら、「教育・学習支援」、「生活支援」、「保護者等への就労支援」、「経済的支援」を総合的に推進します。

(1) 障がい児等支援対策の推進

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行う障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
2	日中一時支援事業	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、生活支援を行う民間の障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
3	特別児童扶養手当	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。	子ども家庭課
4	障害者医療費助成	障がい者の医療費に係る家計費負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。	福祉課
5	特別支援教育への支援	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。	教育総務課
6	○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。	福祉課
7	○児童発達支援事業	就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉課 子ども家庭課
8	○放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児と母親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。	福祉課
2	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るため手当を支給します。	子ども家庭課
3	母子父子家庭への医療費助成	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課
4	○ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の保護者が、病気や仕事などのために一時的に家事や育児に困難がある場合に家庭生活支援員を派遣して、食事や住居の掃除等の日常家事の支援を行い、生活の安定を図れるよう支援します。	子ども家庭課

(3) 児童虐待の防止

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもと家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。	子ども家庭課
2	問題をかかえる子ども等の自立支援事業	不登校・暴力行為・いじめ・児童虐待など問題行動を未然に防止するとともに、早期発見、早期対応に取り組むため、相談員を小中学校に派遣し、保護者や関係機関と連携協力して児童生徒を支援します。	教育総務課
3	○子ども家庭総合支援拠点事業	児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整など必要な支援を行うための拠点を整備します。	子ども家庭課

(4) 子どもの貧困対策の推進

本町では、一人ひとりの子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」(平成30年度から令和4年度)を策定しました。その実現に向けて次の5つの項目「教育・学習支援」、「子育て家庭への生活支援」、「保護者等への就労支援」、「経済的支援」、「関係機関等との連携強化」に沿った取り組みを推進します。

【主な事業】

事業		事業内容・取り組み	担当課
1	○生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進するとともに、児童・生徒への多様な体験活動の機会の提供に努めます。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童・生徒に対する学習支援を推進します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 福祉課 子ども家庭課
2	○生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実	すべての保護者が安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供を行うとともに、多様な保育サービス等の充実を図ります。また、学校給食や子ども食堂による食事の提供支援や子どもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方等を学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 子ども家庭課
3	○生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報提供を行うなど支援します。	商工観光課 子ども家庭課
4	○生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実	家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度等などの経済的な支援により、生活に困難をかかえる子育て家庭などの生活基盤を支援します。	都市建設課 教育総務課 子ども家庭課
5	○関係機関等との連携強化	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担うコーディネーターを子ども家庭課に配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。	全課

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

本章では、第4章で掲げられた施策のうち、子ども・子育て支援法に定める子育て支援事業についての「量の見込み」、「確保方策」及び推進していく子育て支援施策について記載します。

1 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援法では、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（どのくらいのニーズがあるか）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「実施時期・確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を設定します。

（1）教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、教育・保育事業を提供する基礎となる町内の区域のことです。子ども・子育て支援法第61条第2項では、地理的な条件や人口、その他の社会的条件に、現在の教育・保育施設等の利用・整備状況等を総合的に勘案した上で設定するものとされています。

（2）教育・保育提供区域の設定

ア 教育・保育提供区域

第1期計画において町内全域を1区域としており、面積においてコンパクトなまちであることから、第2期計画においても町内全域を1区域とします。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、町内全域を1区域とします。

(3) 児童数の今後の見通し

量の見込みと確保方策の推計の前提となる児童数の見通しは以下のとおりです。

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出すると、計画期間において児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移 (0~11歳)

(単位：人)

	実績値					推計値				
	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
0歳児	266	288	246	267	246	255	251	247	243	237
1歳児	295	292	294	252	259	248	256	252	248	244
2歳児	286	305	282	303	256	260	249	256	252	248
3歳児	312	268	301	280	294	252	256	246	253	249
4歳児	316	307	275	291	277	292	250	254	244	251
5歳児	337	310	306	280	287	277	292	250	254	244
6歳児	341	337	305	306	276	284	273	288	246	250
7歳児	340	340	340	307	310	279	287	276	291	249
8歳児	327	347	332	335	307	306	275	283	272	287
9歳児	326	324	347	327	337	306	305	274	282	271
10歳児	304	319	329	347	337	342	310	309	277	285
11歳児	357	307	325	329	350	340	345	313	312	280
0~5歳	1,812	1,770	1,704	1,673	1,619	1,584	1,554	1,505	1,494	1,473
6~11歳	1,995	1,974	1,978	1,951	1,917	1,857	1,795	1,743	1,680	1,622

注：実績は住民基本台帳（4月1日現在）

[児童数の推計方法（変化率法）]

平成27年度～31年度の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

(4) 教育・保育の需要量及び確保の方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等による利用希望、今後の児童数の推移を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の「量の見込み」を推計し、ニーズに対応した「確保方策」（教育・保育の供給体制）を以下のとおり定めます。

【保育の必要性の認定区分（再掲）】

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	—	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		

① 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	494	470	433	424	412
1号認定	363	345	319	312	303
2号認定（教育希望）	131	125	114	112	109
②確保方策	580	580	580	580	580
幼稚園	60	60	60	60	60
施設型給付を受けない幼稚園	520	520	520	520	520
過不足（②-①）	86	110	147	156	168
算出方法 （量の見込み）	<p>【1号認定】 家庭で保育が可能な3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乘じ、実際の利用率と同程度となるよう調整して算出しています。</p> <p>【2号認定（幼稚園の利用希望が強い）】 ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乘じ、実際の利用率の推移を踏まえ調整して算出しています。</p>				
確保方策	<p>特定教育・保育施設で60人、施設型給付を受けない幼稚園で520人の定員を確保でき、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。</p>				

② 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5 歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	327	328	317	327	332
②確保方策	313	313	313	313	313
保育所	308	308	308	308	308
認可外保育施設	5	5	5	5	5
過不足 (②-①)	△14	△15	△4	△14	△19
算出方法 (量の見込み)	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乘じ、実際の利用率の上昇を踏まえた調整をして算出しています。				
確保方策	計画期間において需要量が定員を上回る見込みとなっています。 私立認可保育所の新設により、令和2年から、特定教育・保育施設で308人、認可外保育施設で5人の定員を確保します。 計画期間の児童数の推移や幼稚園、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。				

③ 3号認定（0歳児）

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	54	56	58	56	56
②確保方策	54	54	54	54	54
保育所	33	33	33	33	33
地域型保育事業	19	19	19	19	19
認可外保育施設	2	2	2	2	2
過不足 (②-①)	0	△2	△4	△2	△2
算出方法 (量の見込み)	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乘じて算出した人数や、待機児童を含む保育利用率の推移、出産後直ちに就労することは困難であることを想定し、量の見込みを補正して設定しています。				
確保方策	計画期間において需要量が定員を上回る見込みとなっています。 私立認可保育所の新設により、令和2年から、特定教育・保育施設で33人、地域型保育事業で19人、認可外保育施設で2人の定員を確保します。				

④ 3号認定（1、2歳児）

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	220	229	240	234	235
②確保方策	213	213	213	213	213
保育所	129	129	129	129	129
地域型保育事業	75	75	75	75	75
認可外保育施設	9	9	9	9	9
過不足（②-①）	△7	△16	△27	△21	△22
算出方法 （量の見込み）	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所（園）等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、待機児童を含む保育利用率の推移、現在の就労割合を基に、量の見込みを補正して設定しています。				
確保方策	平成31年度の小規模保育事業者の参入、令和2年の私立認可保育所の新設により提供体制の確保を図っている状況ですが、計画期間において需要量が定員を上回る見込みとなっています。 計画期間の児童数の推移や地域型保育事業（小規模保育施設）、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。				

【保育利用率の目標値】

3号認定の量の見込み割合である保育利用率の目標値は、「量の見込み（0～2歳総数）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値としています。

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保育利用率（%）	35.9	37.7	39.5	39.0	39.9
推計児童数（0～2歳）（人）	763	756	755	743	729

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

利用状況やニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、以下のとおり事業ごとの量の見込みを算出し、確保内容とその実施時期を定めます。

① 利用者支援事業

事業内容		家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 【基本型】 子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員（保育士等）を配置し、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。 【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、保健センターに保健師等の専門職を配置しています。				
対象年齢・確保の単位		0歳～就学前まで※・利用者支援事業実施施設数（か所数）				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者支援事業実施か所	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
算出方法		「子育て世代包括支援センター事業」として、子育て支援センターで「基本型」、保健センターで「母子保健型」を実施します。				
今後の方向性		「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を連携して提供できる体制づくりを推進します。また、妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の関係機関との連絡調整等を行い子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。				

※事業の対象者は小学校就学前子どもの子育て家庭を基本としつつ、状況に応じて柔軟に運用します。

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容		公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。				
対象年齢・確保の単位		0歳～就学前まで・受入れ可能人数（年間延べ人数）				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み		16,776	16,620	16,596	16,332	16,032
確保方策	施設数	2	2	2	2	2
	年間受入れ可能人数	16,776	16,620	16,596	16,332	16,032
算出方法		0～2歳児の保護者で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月あたり日数×12月）を乗じて算出します。				
今後の方向性		子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。				

③ 妊婦健康診査

事業内容		妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を実施します。				
対象年齢・確保の単位		妊婦（年齢制限なし）・利用人数（年間実人数）				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み		251	247	243	237	233
確保方策		251	247	243	237	233
算出方法		各年度の翌年の0歳児人口と想定される数を量の見込みとします。確保の内容は量の見込みの100%で算出します。				
今後の方向性		母子健康手帳交付者に妊婦一般健康診査受診券14回分を交付し、妊娠中の健康を保持し、安心して出産に臨み、子どもを産み育てるために、妊娠週数に合わせて、妊婦健康診査を実施します。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
対象年齢・確保の単位	生後4か月を迎えるまでの出生世帯・訪問指導人数（年間実人数）				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	255	251	247	243	237
確保方策	255	251	247	243	237
算出方法	出生数は0歳児の人口推計を使用し、量の見込み、確保の内容は出生数の100%で算出します。				
今後の方向性	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。出生児全員を対象に実施して、乳児の健康状態や養育環境等について把握し、子育てについての情報提供や相談・助言等を行うことによりきめ細やかな相談体制を整備します。				

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。				
対象年齢・確保の単位	0歳～18歳まで・利用人数（年間実人数）				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	28	28	27	27	26
確保方策	28	28	27	27	26
算出方法	これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。 (18歳以下の人口に対する4年間(平成27年～平成30年)の平均実績割合から算出)				
今後の方向性	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。多問題家庭が増加し、世代間で課題が連鎖しています。予防的介入や対策の検討が今後の重点課題です。				

⑥ 子育て短期支援事業

事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。				
対象年齢・確保の単位	0歳～12歳まで・利用人数（年間延べ人数）				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	23	22	21	21	21
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	△23	△22	△21	△21	△21
算出方法	0～5歳児の保護者で、泊まりがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出し、祖父母に子どもを日常的に、もしくは緊急時や用事の際はみてもらえる人の割合を考慮して量の見込みを補正して設定しています。				
今後の方向性	現在は実施しておらず、第2期計画期間中の実施については、ニーズの推移を見極めた上での検討課題です。				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学後）

事業内容	子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取扱っています。					
対象年齢・確保の単位	利用会員：町内に住所を有し、子ども（生後6か月から小学校6年生）と同居している方 協力会員：20歳以上で町内に住所を有する方 ・利用人数（年間延べ人数）					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
①量の見込み	低学年	27	26	26	25	24
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	39	38	38	37	36
②確保方策	合計	39	38	38	37	36
過不足（②-①）	0	0	0	0	0	
算出方法	ニーズ調査では数値が「0」となりましたが、平成23年度より実施されており、利用実績もあることから、過去の利用実績を基に見込みました。 低学年は直近（平成30年度）の実績29人を基に、低学年の推計人口×3.1%の利用率（低学年児童数に占める利用実績）から算出します。高学年は直近（平成30年度）の実績が1人であったことから、12か月間同数が発生する可能性も想定して見込みました。					
今後の方向性	学校訪問、広報等により引き続き事業の周知を図るとともに、協力会員の確保に努めます。					

⑧ 一時預かり事業

事業内容	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。					
I 幼稚園預かり保育						
対象年齢・確保の単位	3歳～就学前まで・利用人数（年間延べ人数）					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
①量の見込み	16,745	17,345	17,945	18,545	19,145	
②確保方策	施設数	4	4	4	4	
	定員数	17,750	18,250	18,750	19,250	19,750
過不足（②-①）	1,005	905	805	705	605	
算出方法	<p>【量の見込み】 実際の利用が増加傾向であることから、平成30年度の実績に平成29年度計画中間見直し以降の動向を考慮し算出します。</p> <p>【確保の方策】 関係団体調査結果の1日あたり想定人数に実施日数250日（週5日×50週 長期休業期間を含む）を乗じ、受入数の拡大傾向を考慮し算出します。</p>					
今後の方向性	保護者の就労形態や、家庭の一時的な事情により、預かり保育が必要な入園児童について、町内4か所の私立幼稚園すべてで実施しています。今後も同体制で実施します。					
II 幼稚園預かり保育以外						
対象年齢・確保の単位	0歳～就学前まで・利用人数（年間延べ人数）					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
①量の見込み	4,500	4,415	4,278	4,246	4,186	
②確保方策	一時預かり事業	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	子育て援助活動 支援事業	453	445	431	429	423
	合計	6,213	6,205	6,191	6,189	6,183
過不足（②-①）	1,713	1,789	1,913	1,943	1,998	
算出方法	<p>【量の見込み】 0～5歳児の保護者で「不規則の預かり」を利用したいと回答した人の割合に、推計児童数、平均利用日数を乗じた値から、1号認定による不規則利用及び「ベビーシッター」、「その他」の利用分を除いて年間延べ利用人数を算出します。この値を、子どもを日常的もしくは緊急時や用事の際はみてもらえる人の割合を考慮し補正しています。</p> <p>【確保の方策】 一時預かり事業については、施設の利用定員を基に最大限の範囲で算定します。子育て援助活動支援事業については、実績（利用者）から算出します。</p>					
今後の方向性	<p>【一時預かり】 保護者の就労形態や、疾病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合や育児疲れのリフレッシュが必要な場合に、現在3か所の保育で一時預かりを実施しています。今後も同体制で実施します。</p> <p>【子育て援助活動支援】 ファミリー・サポート・センター事業の定期的な利用者が増しており、年々増える利用者の援助要望に対応できる協力会員の人員確保が課題となっています。</p>					

⑨ 延長保育事業

事業内容	保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業です。				
対象年齢・確保の単位	0歳～就学前まで・利用人数（年間実人数）				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	335	329	319	318	314
②確保方策	335	329	319	318	314
過不足（②-①）	0	0	0	0	0
算出方法	ニーズ調査の算定結果は、町内の延長（時間外）保育の利用実績（平成27-30年度、944人、752人、465人、354人）を下回りました。保育標準時間の変更による利用者の減少幅が大きいため、直近の利用実績を基に見込みます。				
今後の方向性	入所児童保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定保育時間（8時間又は11時間）を超えて保育を行っています。現在は、3か所の保育所で月曜日から金曜日まで実施しており、今後も継続して実施します。				

⑩ 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。				
対象年齢・確保の単位	病児保育： 生後4か月～小学校2年生まで 病後児保育： 1歳～小学校3年生まで ・利用人数（年間延べ人数）				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	298	291	283	280	276
②確保方策	0	0	0	0	276
過不足（②-①）	△298	△291	△283	△280	0
算出方法	0～5歳児を育てるひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭で、子どもが病気やけがにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出し、日頃子どもを親族にみてもらえる方を除いて補正しています。				
今後の方向性	本事業は、現在実施していませんが、潜在的ニーズは考えられるため、ニーズの推移を見極め、実施について検討します。				

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。				
対象年齢・確保の単位		小学校1年生～6年生まで・利用人数（年間実人数）				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	267	255	260	247	241
	高学年	95	92	86	83	81
	合計	362	347	346	330	322
②確保方策	合計	405	405	405	405	405
過不足（②-①）		43	58	59	75	83
算出方法		<p>【量の見込み】 小学生調査の低学年、高学年（ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭）で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。</p> <p>【確保の方策】 全小学校区に放課後児童クラブを設置し、平成31年度から受け入れ対象年齢を小学校6年生までに拡大、利用定員についても増員しています。</p>				
今後の方向性 (新・放課後子ども総合プラン)		引き続き共働き家庭等の児童に対する放課後児童クラブの充実を図ります。また、平成30年に定められた国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、福祉部局（子ども家庭課）と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験交流活動を行う放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的又は連携して実施することについて検討します。				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。				
対象年齢・確保の単位		3歳～就学前まで、かつ年収360万円未満相当の世帯、又は第3子・補足給付事業対象者数（年間実人数）				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み		80	80	80	80	80
②確保方策		80	80	80	80	80
過不足（②-①）		0	0	0	0	0
算出方法		現在は該当者0人で未実施となっています。2020年度以降は、3歳～就学前までの年収360万円未満相当の世帯、もしくは第3子の条件に該当する補足給付事業の対象となる子どもの数を見込んでいます。				
今後の方向性		幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。				

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

事業内容	民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。
今後の方向性	住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると考えます。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

※第1期計画の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」から事業名変更。

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新制度で、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

令和元年度現在、本町には認定こども園が設置されておりませんが、保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び県において財政支援施策がある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2) 質の高い事業の提供についての基本的考え方と推進方策

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所）により、質の高い教育・保育サービスを提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と支援

事業所ヒアリング調査の結果をみると、教育・保育施設等の連携を図るための橋渡し役としての行政支援が期待されています。勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり連携の推進に努めます。

① スキルアップ研修

保育士・幼稚園教諭等が専門的知識や技術を習得できるよう支援し、連携を図りながら、質の向上を目指します。

② 放課後児童支援員研修

町放課後児童クラブ規則に掲げる支援員の資格取得研修に参加し、支援員の資質向上を図ります。

③ 巡回療育コンサルテーション

障がい児や特に配慮を要する子どもについて適切な支援が提供できるよう、臨床心理士の指導を実施し、職員の資質の向上を図ります。

④ 柴田町保幼小連絡会

保育所、幼稚園及び小学校が連携し、相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と、小学校生活への円滑な接続を図ります。

⑤ 柴田町保健師保育士等連絡会

保育士と保健師の連携を深め、情報交換等を進めることで、妊産婦から保育現場までの切れ目のない支援の実現を目指します。

⑥ 特定地域型保育事業者との連携

公立保育所、小規模保育事業者による連絡と管理運営に関する課題等の情報交換を行い、保育環境の向上に努めます。また、連携公立保育所から小規模保育事業者への支援担当を配置し、助言等を行うことで職員の資質の向上と施設環境の改善を図ります。

3 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、次の取り組み通じて環境整備に努めます。

(1) 情報提供・相談支援

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

(2) 事業利用希望の把握

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。

(3) 計画的な受入れ方策の検討

特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受入れ方策の検討を進めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 宮城県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

1 柴田町子ども・子育て会議条例

○柴田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 柴田町子ども子育て会議 委員名簿

任期間令和元年7月1日～令和4年6月30日(3年間)

No.	氏名	役職	構成
1	伊藤 誠	たんぽぽ幼稚園・第二たんぽぽ幼稚園長 (私立幼稚園)	事業に従事する者
2	加藤 久美子	小規模認可保育園どれみ 園長 (地域型保育事業者)	事業に従事する者
3	片平 弘子	船岡保育所長 (保育所)	事業に従事する者
4	村上 結実子	育児サークル (ふにふに Babie's)	子ども保護者 (未満児)
5	齋藤 真理	保育所保護者 (西船迫保育所)	子ども保護者 (保育所)
6	齋藤 麻夕	幼稚園保護者 (熊野幼稚園)	子ども保護者 (幼稚園)
7	近江 和子	小学校保護者 (槻木放課後児童クラブ)	子ども保護者 (小学校)
8	児玉 芳江	NPO等子育て支援に関わる団体 (NPO法人 しばた子育て支援ゆるりん)	学識経験者
9	大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会	学識経験者
10	武田 則男	元 船岡小学校長・柴田町教育相談員 (町内小中学校教育関係経験者)	学識経験者

令和元年7月1日現在

3 策定経過

日時	内容
平成30年7月26日	<p>平成30年度 第1回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進捗（平成29年度実績） ・第2期子ども・子育て支援事業計画（スケジュール等） ・小規模保育事業所利用定員の増員及び新設 ・放課後児童クラブ対象児童拡大
11月～12月	<p>子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 1. 就学前児童のいる世帯 1,000世帯 回収数：685票、回収率68.5% 2. 小学生児童のいる世帯 1,000世帯 回収数：866票、回収率86.6%
平成31年2月13日	<p>平成30年度 第2回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画アンケート調査中間結果報告 ・地域型保育事業施設の新設 ・放課後児童クラブ対象児童拡大
令和元年6月27日	<p>令和元年度 第1回子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進捗（平成30年度実績） ・第2期子ども・子育て支援事業計画アンケート調査基礎調査報告 ・子育て支援事業の情報提供（幼児教育・保育の無償化・私立保育所新設計画）
8月～9月	<p>事業所ヒアリング調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：小規模保育事業所・認可外保育事業所（8施設）、幼稚園（5施設） ・調査方法：町配布・郵送回収（回収率 100%）
10月3日	<p>令和元年度 第2回子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の検討 ・幼児教育・保育の無償化
12月20日	<p>令和元年度 第3回子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討 ・第2期子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの実施概要 ・子育て支援の情報提供について
令和2年1月9日 ～2月7日	<p>第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）に係るパブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見件数：0件
2月21日	<p>令和元年度 第4回子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果報告 ・第2期子ども・子育て支援事業計画答申案の検討

4 第1期計画策定時以降の法律・制度の動向

時期	法律・制度等	主な内容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明示。
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに6.9万人の保育士を確保。(⇒加速化プランに基づく保育の整備目標が40万人から50万人に上積みされたことに伴い、保育人材の確保数は9万人に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化。
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを明確化。 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇につき新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化。
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪としており、「人づくり革命」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取扱いの変更を明示。
	新・放課後子ども総合プラン	・放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。女性就業率の更なる上昇に対応するため、2023年度までに約5万人分拡充し、2019年度からの5年間で約30万人分の受皿を整備する。 ・すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する。引き続き1万か所以上での一体的な実施を目指す。 ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を活用する。新設する放課後児童クラブの約80%は小学校内で実施することを目指す。

時期	法律・制度等	主な内容
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るという放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月より、世帯の収入に関わらず、3歳以上の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の保育料が月額37,000円まで（幼稚園は月額25,700円まで）無償化される。（0～2歳児については、住民税非課税世帯のみが、月額42,000円まで無償化の対象） 認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象となる。
令和2年 (2020)	児童虐待の防止等に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> 児童のしつけに際し、体罰を加えてはならないことを規定。

5 用語解説

用 語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	<p>平成24年8月に成立した以下の3つの法律の総称。</p> <p>①「子ども・子育て支援法」（以下、この項で「法」という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）</p>
子ども・子育て支援	<p>すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）</p>
施設型給付費	<p>認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）</p>
特定教育・保育施設	<p>市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）</p>
地域型保育事業	<p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）</p>
地域型保育給付費	<p>小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）</p>
特定地域型保育事業	<p>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）</p>
小規模保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）</p>
家庭的保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
居宅訪問型保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
事業所内保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）</p>

用語	定義・概要
子ども・子育て支援施設等	認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総称。（法第7条）
特定子ども・子育て支援施設等	市町村長が施設等利用費の支給に係る施設等として確認する「子ども・子育て支援施設等」。（法第30条）
子育てのための施設等利用給付	施設等利用費の支給のこと。（法第30条）
施設等利用費	特定子ども・子育て支援施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の給付（法第30条）
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。</p> <p>（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）</p> <p>（認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。）</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、市町村が実施する子ども及び子どもの保護者に対する以下の事業。（法第59条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

用 語	定義・概要
認定こども園	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可・認定を受ける施設。以下の4つの類型がある。</p> <p>①幼保連携型： 幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。</p> <p>②幼稚園型： 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。</p> <p>③保育所型： 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。</p> <p>④地方裁量型： 幼稚園・保育所いずれの認可もない認可外保育施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。</p>
子どもの心のケアハウス	<p>不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供するとともに、児童・保護者からの相談、学習支援を行い、学校・家庭・関係機関と連携して行う児童・生徒の通学再開や自立支援の取り組み。宮城県の補助を活用して設置している。</p>
子ども食堂	<p>地域の子どもたちに無料又は低額で栄養のある食事を提供する取り組み。食事の提供だけにとどまらず、多世代交流や食育の場としても機能しているケースもあり、子どもたちが地域での交流を深め、安心して過ごすことのできる居場所となっている。</p>
ブックスタート	<p>赤ちゃんのときから本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。本町では、4か月児健診・1歳6か月児健診時に、絵本のプレゼント等を行っている。</p>
スクールガード	<p>子どもたちを事件等から守るため、下校時の付添いを中心に防犯活動を行うボランティアの方のこと。</p>
医療的ケア児	<p>日常的に人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子ども。</p>
子ども家庭総合支援拠点	<p>すべての子ども、子育て世帯と妊婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。</p>
子どもの権利条約	<p>世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう世界の国々が決めた条約。平成元年の国連総会で採択され、日本は平成6年に批准した。</p>

令和2年3月

発行：柴田町 編集：柴田町子ども家庭課



柴田町